

第3期下野市 地域福祉計画

×

第3期下野市 地域福祉活動計画

下野市みんなで築く 地域の絆プラン

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

下野市・下野市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化の進行や地域におけるつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、地域社会を取り巻く状況は日々変化しており、地域の課題は多様化・複雑化してきております。

80代の親と50代の無職等の子が同居する「8050問題」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」、育児と介護を同時に抱える「ダブルケア」といった複雑化した制度の狭間にある問題が顕在化しつつあります。

このような状況において、下野市では、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」を基本理念とする「第3期下野市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画期間を令和4年度から令和8年度までとし、基本理念を達成するため「人づくり・地域づくり・仕組みづくり」の3つの視点で基本目標を設定し、地域共生社会関連事業を重点取組と位置づけ、着実に展開してまいります。

また、本計画は下野市社会福祉協議会による「第3期下野市地域福祉活動計画」と共通の理念・目標を掲げ一体的に策定し、取組を推進していくことで、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築や、地域力の強化を目指した計画としております。さらなる地域福祉の充実に向けて、市民や福祉関係団体などの皆様との協働をより一層推進してまいります。

さらに、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」並びに「地方再犯防止推進計画」を包含することにより、市民一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる地域づくりに向けた取組の強化を図ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「下野市第3期地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員」の皆様をはじめ、住民懇談会や団体ヒアリング、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。本計画が下野市における地域福祉の発展に向けて有意義なものとなるよう取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

下野市長 広瀬 寿雄



近年、少子高齢化・核家族化の急速な進展、生活様式や価値観の多様化などにより地域社会との関わりや市民との繋がりの希薄化に加え、新型コロナウイルスの影響により社会環境は大きく変化しております。

これに伴い、高齢者や子育て世代、障がいのある方など、従来の支援を必要とする方に加え、社会的孤立や経済的困窮、虐待やひきこもりなどの様々な不安や問題を抱えた方が増加しています。こうした状況の中、地域課題を解決していくために、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現が求められています。



本計画では、地域福祉活動の視点となる「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」を基本理念に定め、「地域福祉を担う人づくり、支え合いの輪が広がる地域づくり、地域共生社会を実現する仕組みづくり」を基本目標とした「下野市みんなで築く 地域の絆プラン（第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」を策定し、また新たに成年後見制度の利用の促進・再犯の防止等の推進にも取り組む計画も加えました。

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、下野市と社会福祉協議会が車の両輪の如く計画的・継続的に事業活動を展開しながら、互いに補完し合い様々な福祉課題の解決に尽力してまいります。

下野市社会福祉協議会としましては、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を果たし、職員が一丸となって計画を推進していく所存でありますので、計画実現に向けて市民の皆様及び地域福祉に関わるあらゆる関係者の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、市民アンケートや住民懇談会・団体ヒアリングにご協力いただきました多くの市民の皆様、関係者・団体の皆様に心から感謝と御礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和4年3月

下野市社会福祉協議会長 小口 昇

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 地域福祉を推進するための圏域	4
5 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 統計からみえる現状.....	5
2 各種調査からみえる現状	15
3 第2期計画取組の進捗状況	35
4 現状からみえる課題.....	38

第3章 計画の方向性

1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 計画の体系	40
4 市の重点取組	44
5 社会福祉協議会の重点事業	44

第4章 地域福祉計画

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

施策 1 支え合い助け合う意識の醸成.....	46
施策 2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成	48
施策 3 地域で主体的に活動する人材の育成	50

基本目標 2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策 1 地域共生の場づくりの推進.....	52
施策 2 多分野の連携による活躍の場の創出	54
施策 3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現.....	56
施策 4 安全・安心な地域の推進	58

基本目標 3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策 1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供.....	60
施策 2 総合的な相談体制の充実	62
施策 3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実	64
施策 4 誰もが活躍できる環境の整備.....	66

第5章 地域福祉活動計画

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり	
施策 1 地域福祉への理解と啓発	70
施策 2 地域福祉を支える人材の育成.....	72
施策 3 支え合い助け合いの気持ちの啓発	75
基本目標 2 支え合いの輪が広がる地域づくり	
施策 1 地域住民の交流促進	76
施策 2 地域福祉活動の支援	78
施策 3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備	80
基本目標 3 地域共生社会を実現する仕組みづくり	
施策 1 福祉サービスの提供と充実.....	82
施策 2 支援を必要とする人へのサービスの充実	85
施策 3 相談支援体制の充実	88

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の趣旨と背景.....	89
2 成年後見制度を取り巻く現状	89
3 基本目標	93
4 取組の内容	94

第7章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制	97
2 計画の進捗管理	97

資料編

1 国の動向の整理	99
2 関連法令	101
3 下野市地域福祉計画策定委員会設置要綱	102
4 下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	103
5 下野市地域福祉計画推進委員会設置要綱	104
6 第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿..	105
7 計画策定の経緯	106

第1章 計画の策定にあたって



1 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市においては、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和3年度で計画期間が終了する「第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（下野市みんなで築く地域の絆プラン）」を改定し、すべての市民が住み慣れた地域において支え合いながら、一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するものです。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



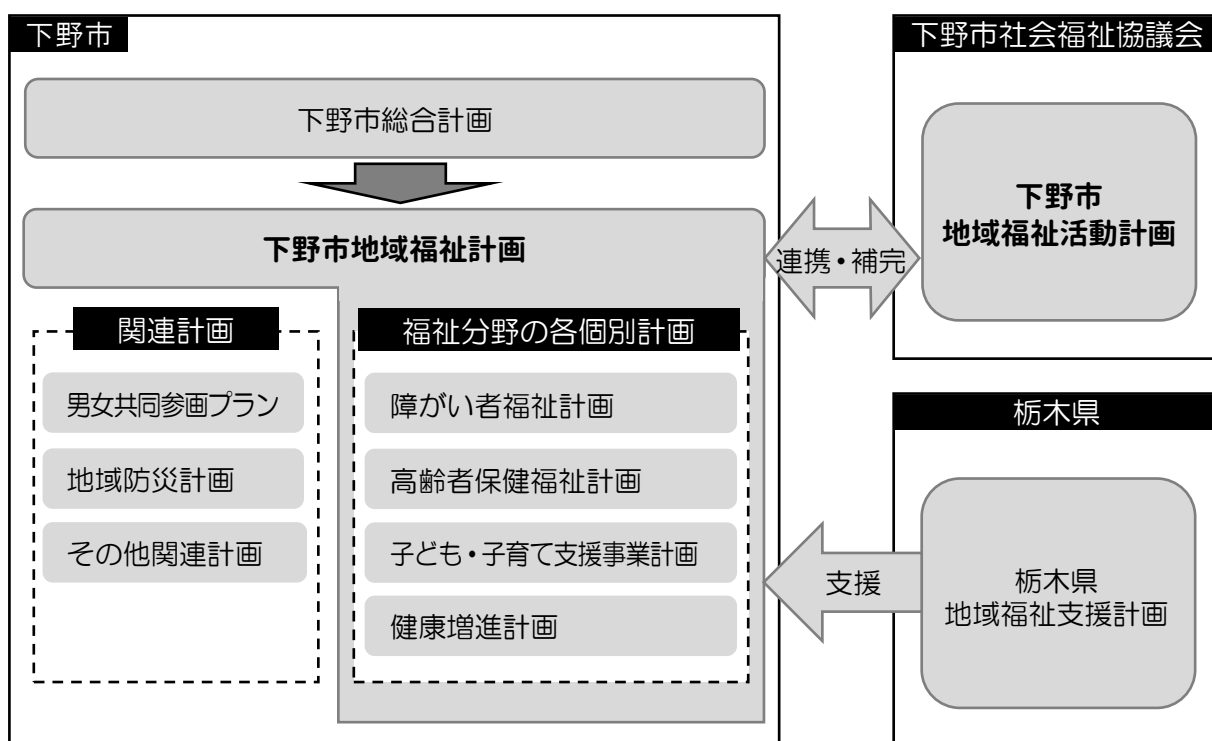
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」とは、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」とは、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会^(※)が中心となって作成するものです。

これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。本市においては、下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「下野市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「下野市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「下野市高齢者保健福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画（しもつけしハートフルプラン）」、「下野市子ども・子育て支援事業計画（子育て応援しもつけっ子プラン）」、「下野市健康増進計画（健康しもつけ21プラン）」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「男女共同参画プラン」や「地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画となっています。



なお、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき定められる「地方再犯防止推進計画」としても位置付けて策定します。

※ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。地域住民、ボランティア、福祉関係団体などの参加・協力を得て、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

	...	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	...
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期				本計画						
総合計画	第2次										
	前期基本計画				後期基本計画						
高齢者保健福祉 計画	第7期				第8期						
障がい者福祉計画	第5期				第6期						
子ども・子育て 支援事業計画	第1期			第2期							
健康増進計画	第3次										
栃木県地域福祉 支援計画	第3期				第4期						

〇〇 持続可能な開発目標(SDGs)の採択 〇〇

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取組が進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 地域福祉を推進するための圏域

本市の地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、市や社会福祉協議会が市内全域で取り組む施策も欠かせないものです。

隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。



5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」及び、策定委員会を補佐する「検討部会」を設置し、各段階で協議を重ねました。

また、市民の意見を計画に反映させるため、アンケート調査や住民懇談会、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。



策定委員会の様子

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題



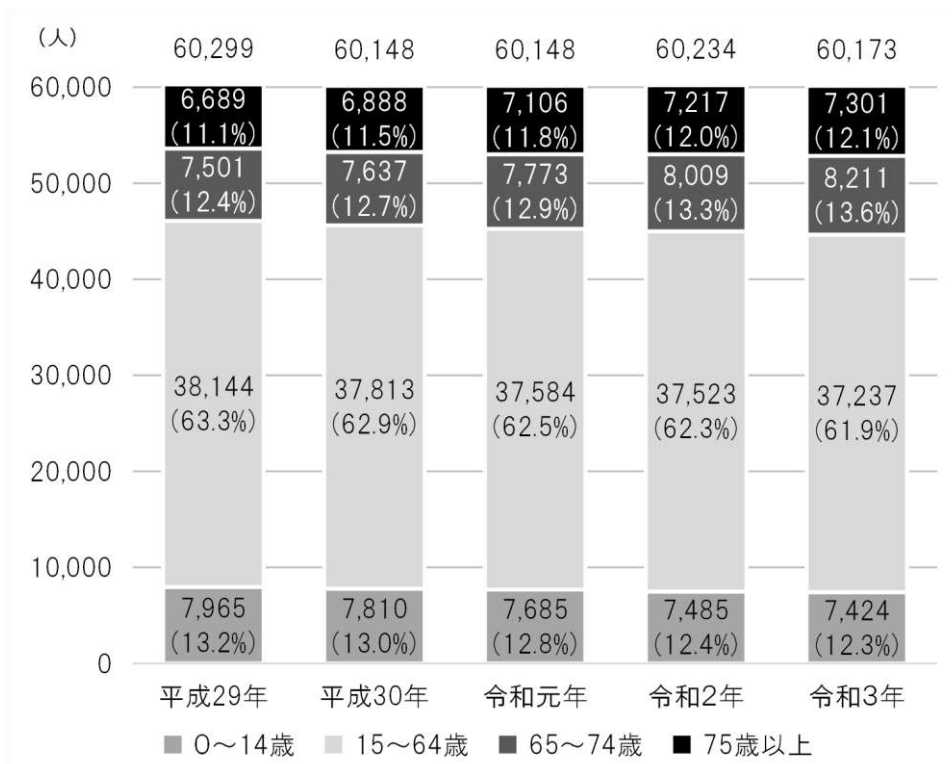
1 統計からみえる現状

(1) 人口の状況

総人口は概ね横ばいで推移していますが、内訳をみると0～14歳・15～64歳の人口が減少傾向に、65～74歳・75歳以上の人口が増加傾向にあります。

年齢4区分別^(※)の人口比についても同様に、平成29年から令和3年にかけて0～14歳・15～64歳の割合が減少傾向に、65～74歳・75歳以上の割合が増加傾向にあります。

◆人口・年齢4区分別人口比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※ 年齢4区分別

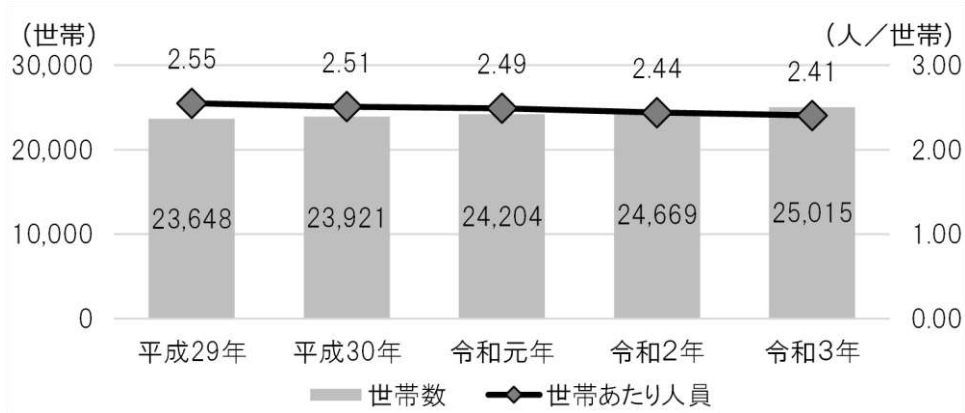
ここでは、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65～74歳（前期高齢者人口）、75歳以上（後期高齢者人口）の4区分によるものとしている。

（2）世帯数と世帯あたりの人員の状況

世帯数は、年間で300世帯前後の増加が続いています。

総人口は平成29年以降横ばい傾向となっているため、世帯あたり人員は減少傾向となっており、平成29年の2.55人から令和3年の2.41人へと推移しています。

◆世帯数と世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

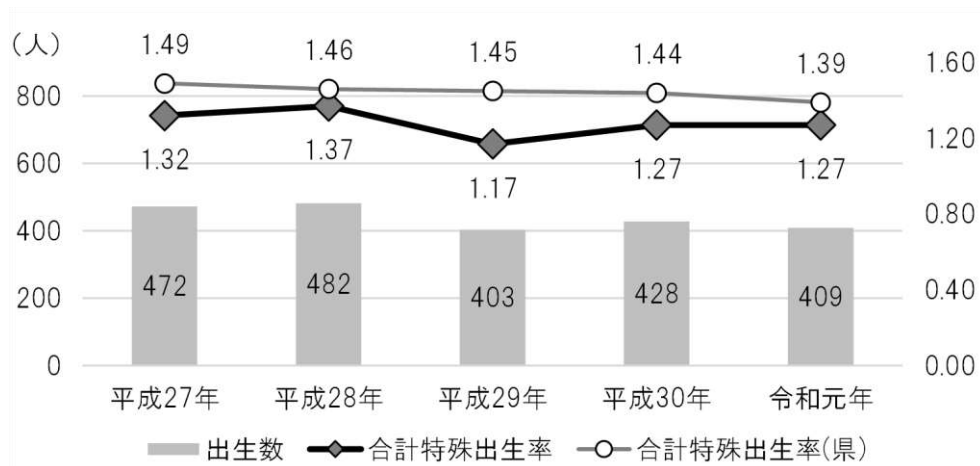
（3）子どもをめぐる状況

①出生数・合計特殊出生率の状況

出生数は、年によって差はあるものの概ね減少傾向となっており、令和元年で409人となっています。

合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに生む平均的な子どもの数）についても同様に、年によって差はあるものの概ね減少傾向となっており、県を下回って推移しています。令和元年で県の合計特殊出生率は1.39、市の合計特殊出生率は1.27となっています。

◆出生数・合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

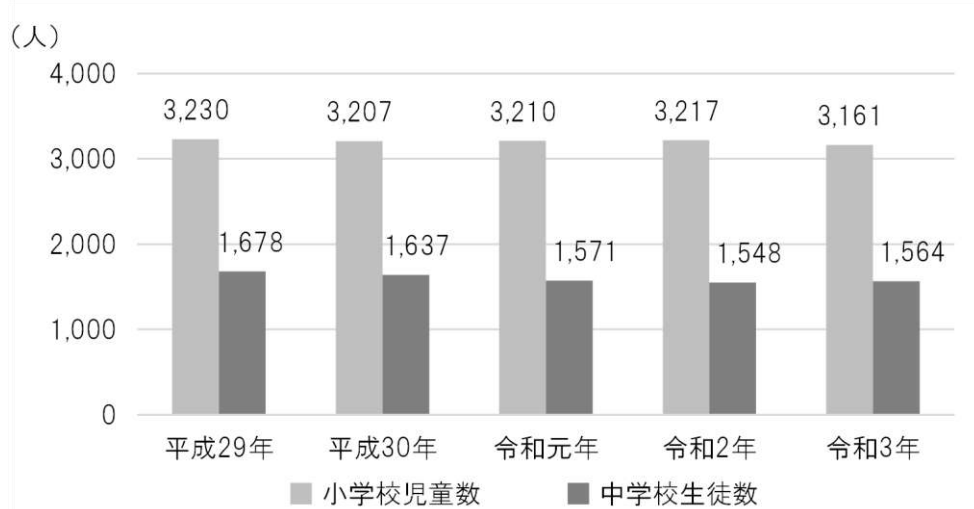
②小・中学校の児童生徒数・学校数の状況

小学校児童数は、平成 29 年から令和 2 年まで横ばい傾向にありましたが、令和 3 年は 3,161 人と前年から 56 人の減少となっています。

中学校生徒数は、平成 29 年から令和 2 年まで減少傾向にありましたが、令和 3 年は 1,564 人と前年から 16 人の増加となっています。

小学校数は、平成 30 年までは 12 校でしたが、学校再編により令和元年からは 11 校となっています。

◆小・中学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

◆小・中学校の校数の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
小学校数	12	12	11	11	11
中学校数	4	4	4	4	4

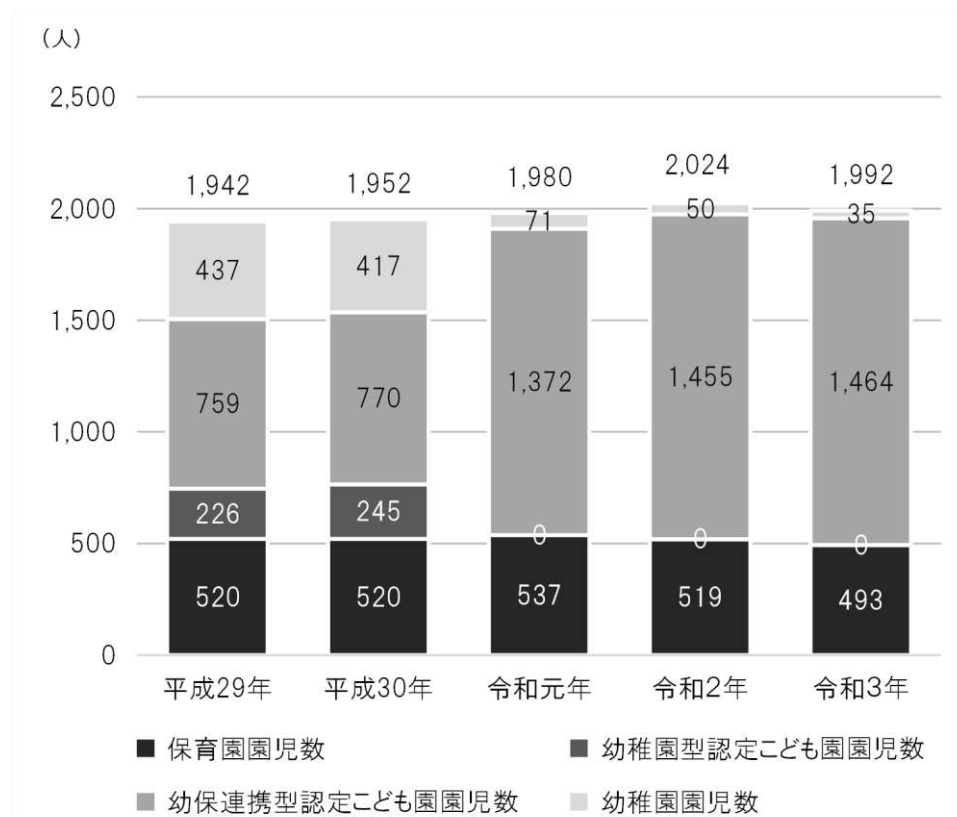
資料：学校教育課（各年5月1日現在）

③保育園・幼稚園・認定こども園の園児数・施設数の状況

保育園・幼稚園・認定こども園^(※)の園児数の合計は、令和元年以降横ばい傾向で推移しており、令和3年で1,992人となっています。内訳をみると、保育園園児数は令和元年以降減少傾向にある一方、幼保連携型認定こども園園児数は令和元年から令和3年にかけて増加しています。

施設数については、令和3年で保育園が8園、幼保連携型認定こども園が6園、幼稚園が1園となっており、いずれも令和元年以降の変動はありません。

◆保育園・幼稚園・認定こども園の園児数の推移



資料： こども福祉課（各年4月1日現在）

◆保育園・幼稚園・認定こども園の施設数の推移

(園)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保育園数	8	8	8	8	8
幼稚園型認定こども園数	1	1	0	0	0
幼保連携型認定こども園数	4	4	6	6	6
幼稚園数	2	2	1	1	1

資料： こども福祉課（各年4月1日現在）

※ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持つ。

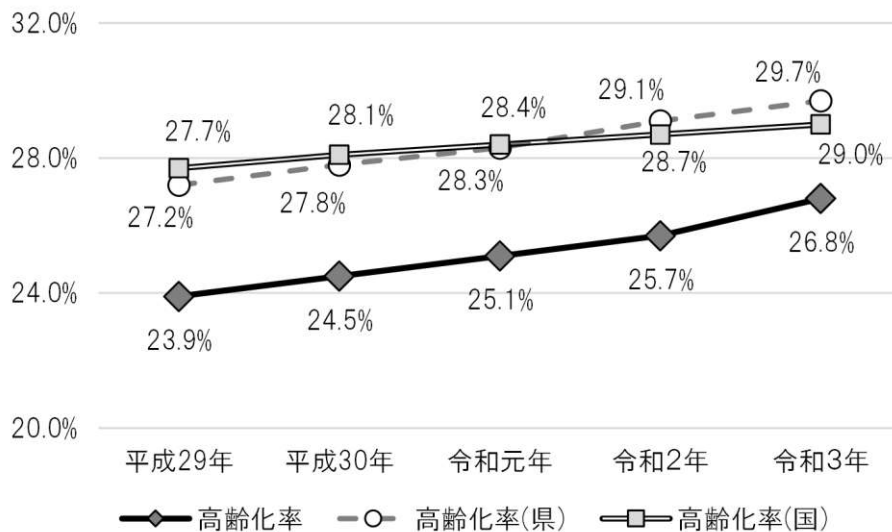
(4) 高齢者をめぐる状況

① 高齢化率の状況

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は国や県の平均と比べると低い値となっており、令和3年における高齢化率は26.8%となっています。

平成29年から令和3年にかけて高齢化率は2.9ポイント上昇しており、これは県の同時期の2.5ポイントや、国の1.3ポイントより大きく、高齢化の進行がみられます。

◆ 高齢化率の推移



資料：栃木県毎月人口調査（市・県）・総務省統計局（国）
（各年10月1日現在）

〇〇 高齢化率上昇による影響 〇〇

近年の高齢化率の上昇に伴って、様々な社会問題が顕在化しています。

以下ではその代表的なものについてご紹介します。

2025年問題・2040年問題

2025年には、約800万人の「団塊の世代」が75歳以上になり、国民の4人に1人が75歳以上になると予想されています。

さらに、2040年には、第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が高齢者になり、全国の高齢者数がピークを迎えることが予想されています。

こうした社会構造の変化により、従来の福祉・社会保障の仕組みが維持できなくなることが危惧されており、その対策の一つとして2040年を見据えた「地域共生社会」の実現に向けた取組がすすめられています。

8050問題

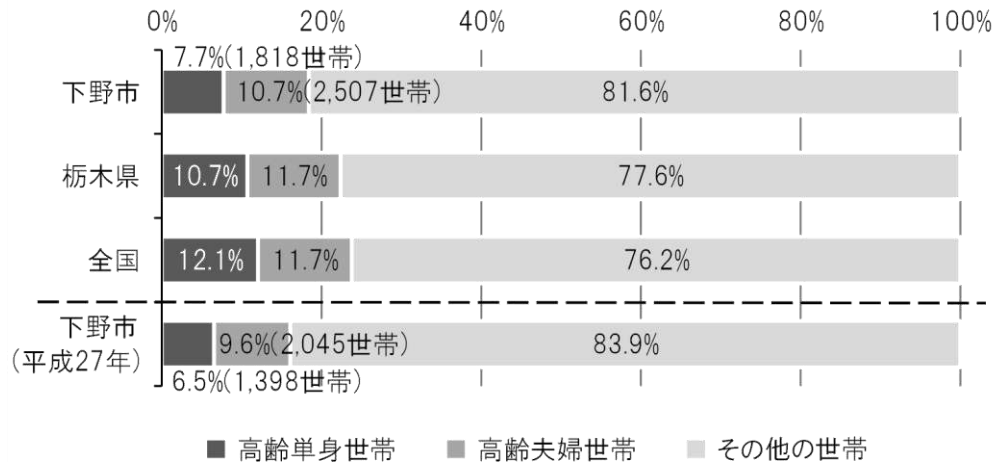
高齢化率の上昇に伴い、複合的な課題を抱えている世帯が多くなっていますが、その一つが80歳前後の親と50歳前後の引きこもり状態が長期化した子が同居する8050問題です。世帯を支えてきた80歳前後の親の就労が難しくなり、経済的な面や地域とのつながりなど多様な課題を抱えていることが多いため、従来の制度だけでの支援や一分野だけでの対応が難しくなっていることが課題となっています。

②高齢者世帯の状況

令和2年の総世帯に占める高齢単身世帯の割合は7.7%、高齢夫婦世帯の割合は10.7%と、いずれも県及び国を下回っています。

一方で、5年前の平成27年と比較すると高齢単身世帯・高齢夫婦世帯がいずれも1ポイント（500世帯）程度増加しており、高齢化の進展がみられます。

◆総世帯に占める高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の割合



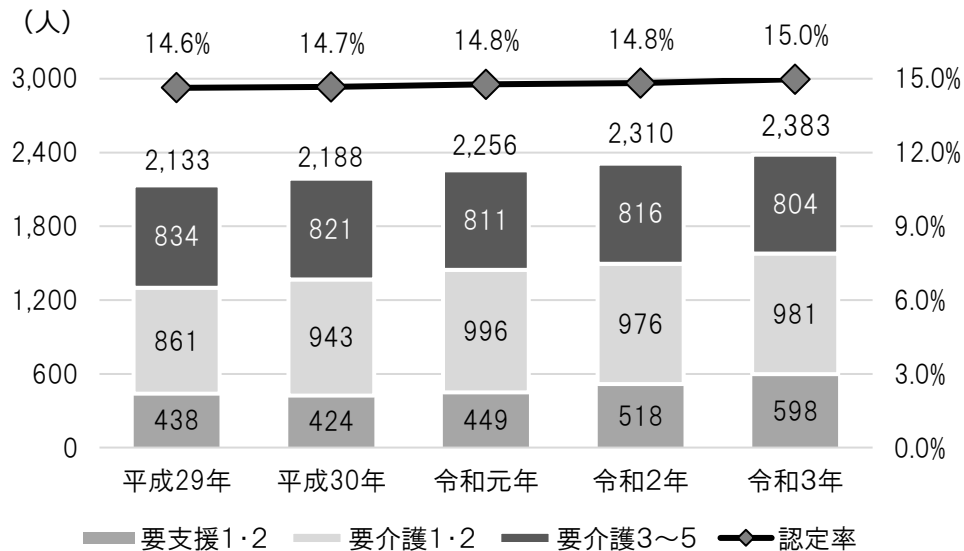
資料：国勢調査（令和2年）

③介護認定者数と認定率の状況

65歳以上の介護保険の要介護・要支援認定者数は高齢者人口の増加に伴って年々増加傾向にあり、令和3年で2,383人となっています。内訳をみると、令和元年以降、特に要支援1・2が大幅に増加しています。

認定率についても上昇傾向にあり、令和3年で15.0%となっています。

◆介護認定者数と認定率の推移

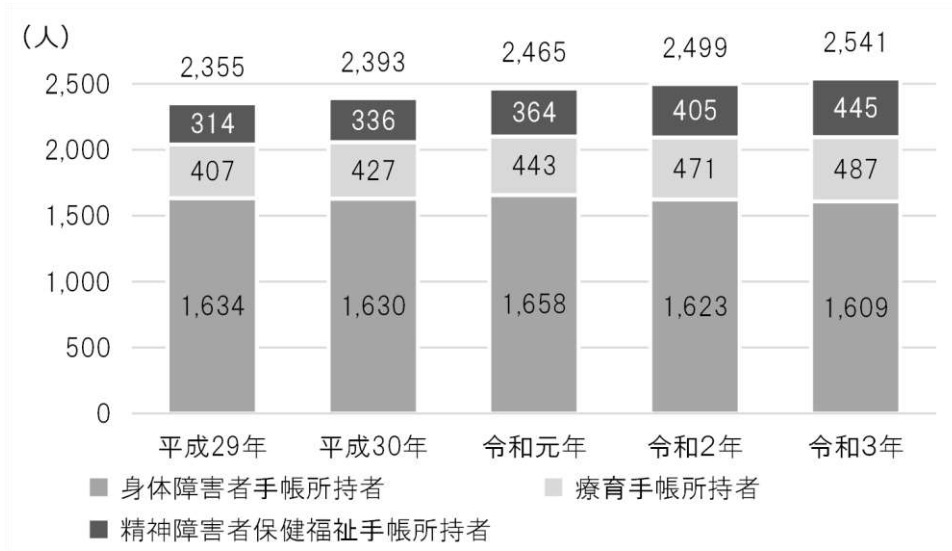


資料：介護保険事業状況報告（9月月報）

(5) 障がいのある方の状況

障害者手帳所持者数は3区分すべてにおいて増加傾向にあり、令和3年現在で2,541人（身体障害者手帳所持者1,609人、療育手帳所持者487人、精神障害者保健福祉手帳所持者445人）となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移



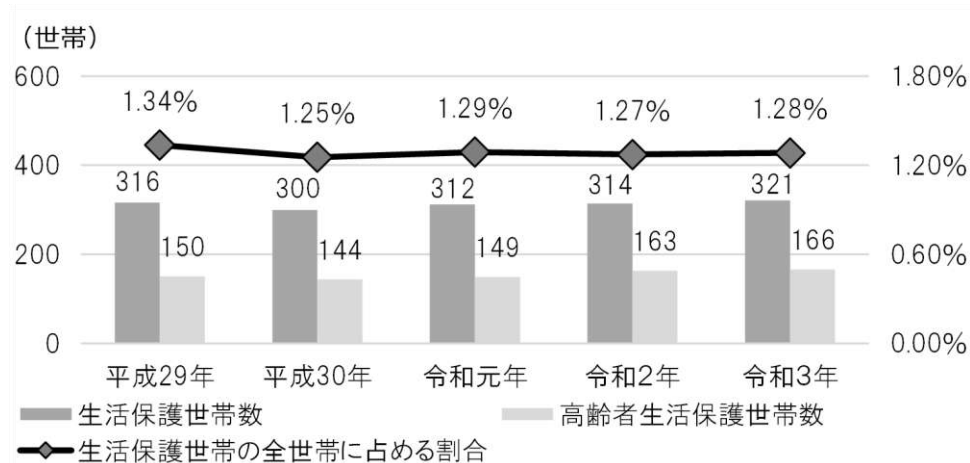
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(6) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は平成30年以降増加傾向にあり、高齢者生活保護世帯数も増加傾向にあります。

生活保護世帯の全世帯に占める割合については横ばいで推移しており、令和3年で1.28%となっています。

◆生活保護世帯の推移



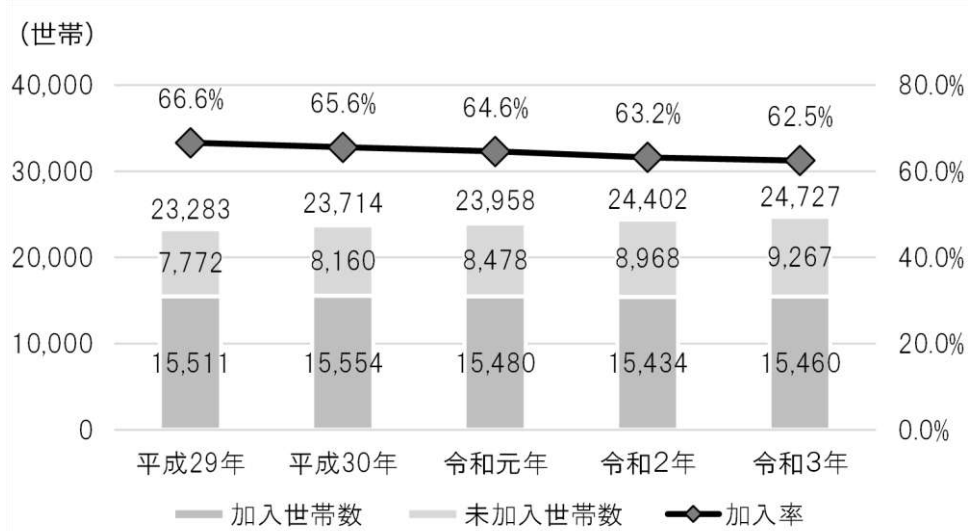
資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

(7) 地域活動の状況

①自治会加入世帯数及び加入率の推移

自治会加入世帯数は令和元年以降減少傾向に転じ、令和3年で15,460世帯となっています。一方で、未加入世帯数が増加していることから加入率は減少傾向にあり、令和3年で62.5%となっています。

◆自治会加入世帯数及び加入率の推移

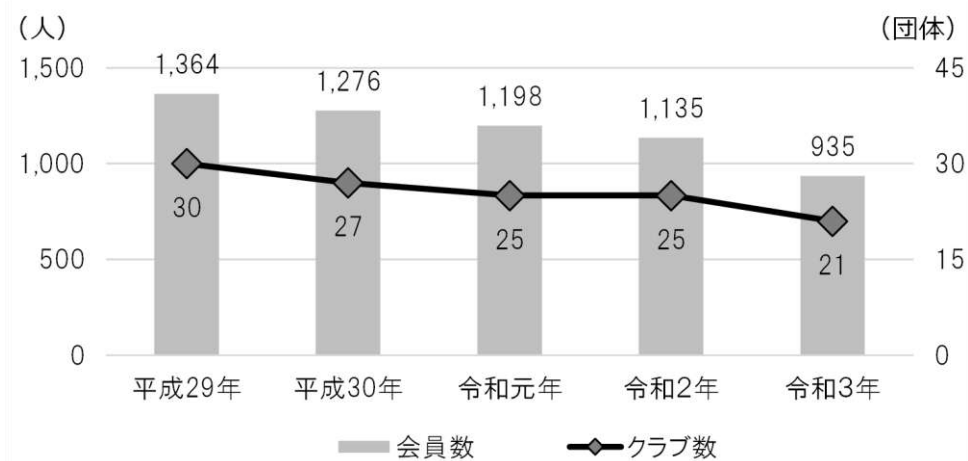


資料：市民協働推進課（各年4月1日現在）

②老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

老人クラブ会員数及びクラブ数は減少傾向にあり、特に令和2年から令和3年にかけていずれも大きく減少しています。

◆老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

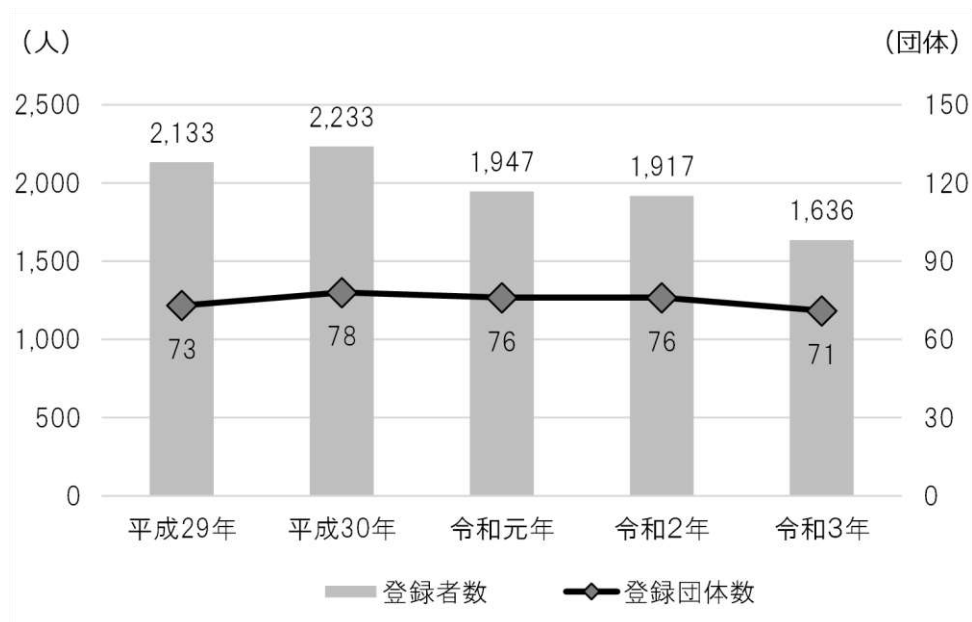


資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

③ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

ボランティア登録者数及び登録団体数はいずれも平成30年を境に減少傾向となっており、令和3年で登録者数が1,636人、登録団体数が71団体となっています。

◆ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

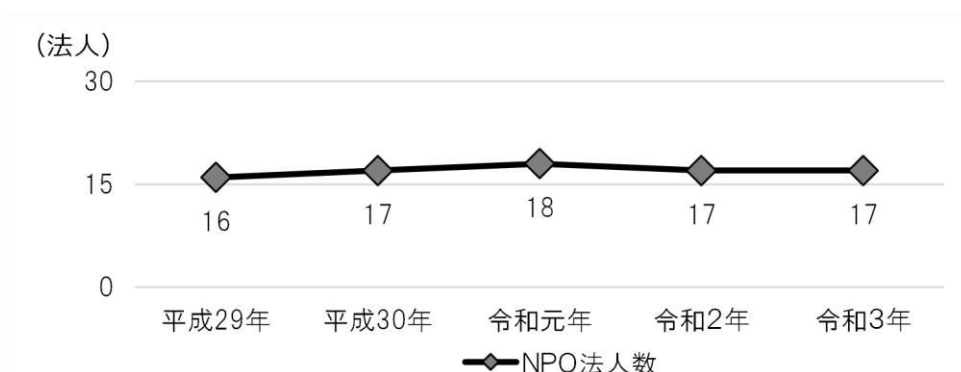


資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

④NPO法人数の推移

NPO法人^(※)数については横ばいで推移しており、令和3年で17法人となっています。

◆NPO法人数の推移



資料：市民協働推進課（各年3月31日現在）

※ NPO法人（特定非営利活動法人）

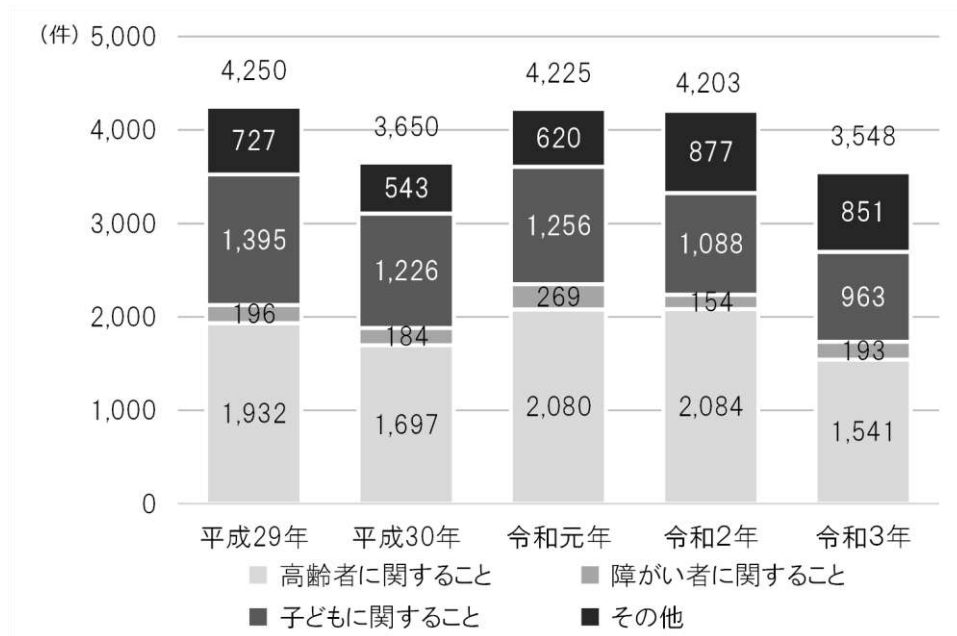
ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体のこと。また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。平成10年3月に「特定非営利活動促進法」が制定され、一定の条件を満たせば特定非営利活動法人として法人格を得られることとなった。

⑤ 民生委員・児童委員相談・支援件数の推移

民生委員・児童委員への相談件数についてみると、年ごとに増減はあるものの年間3,500件から4,300件程度で推移しています。

相談内容については「高齢者に関すること」が最も多く、令和3年で1,541件となっており、次いで「子どもに関すること」が963件となっています。

◆ 民生委員・児童委員相談・支援件数の推移

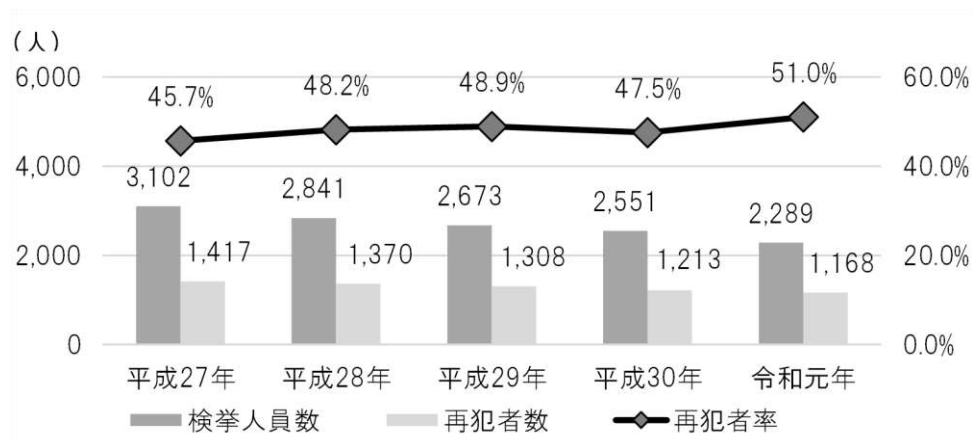


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

（8）県内の再犯防止を取り巻く状況

検挙人員数が減少する中、再犯者数もゆるやかな減少傾向にあります。一方で、再犯者率は上昇傾向にあり、令和元年で51.0%となっています。

◆ 県内の再犯者数・再犯者率の推移



資料：法務省（各年12月31日現在）

2 各種調査からみえる現状

(1) 市民アンケート調査からみる市民意識の現状

調査の概要

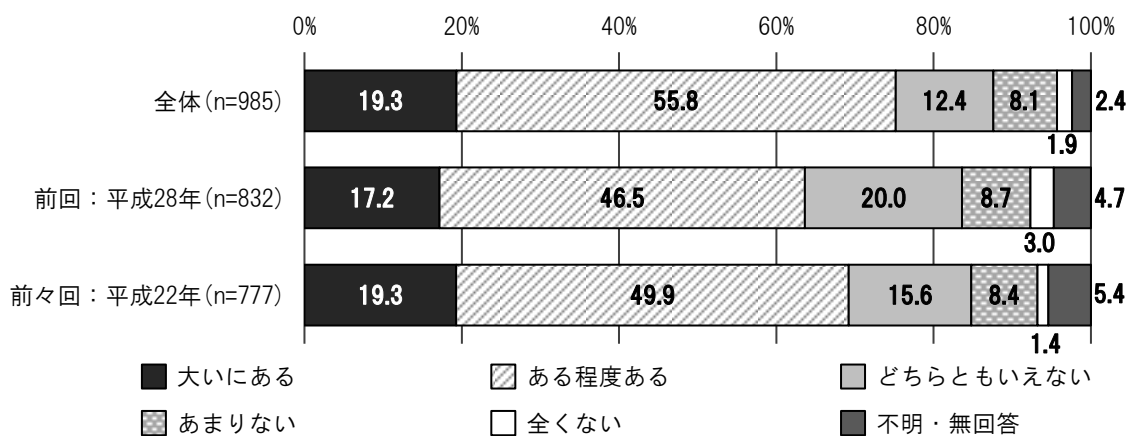
本調査は、市内在住の18歳以上の市民2,000人の方を対象に実施しました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

項目	詳細
対象地域	下野市全域
対象	市内在住の18歳以上の市民2,000人 年代別無作為抽出
形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
時期	令和3年7月9日～26日
有効回収数	985件
有効回収率	49.3%

調査結果の概要

【地域への愛着】

地域への愛着が「大いにある」「ある程度ある」と答えた方の割合は75.1%となっており、前回調査から11.4ポイント増加しています。

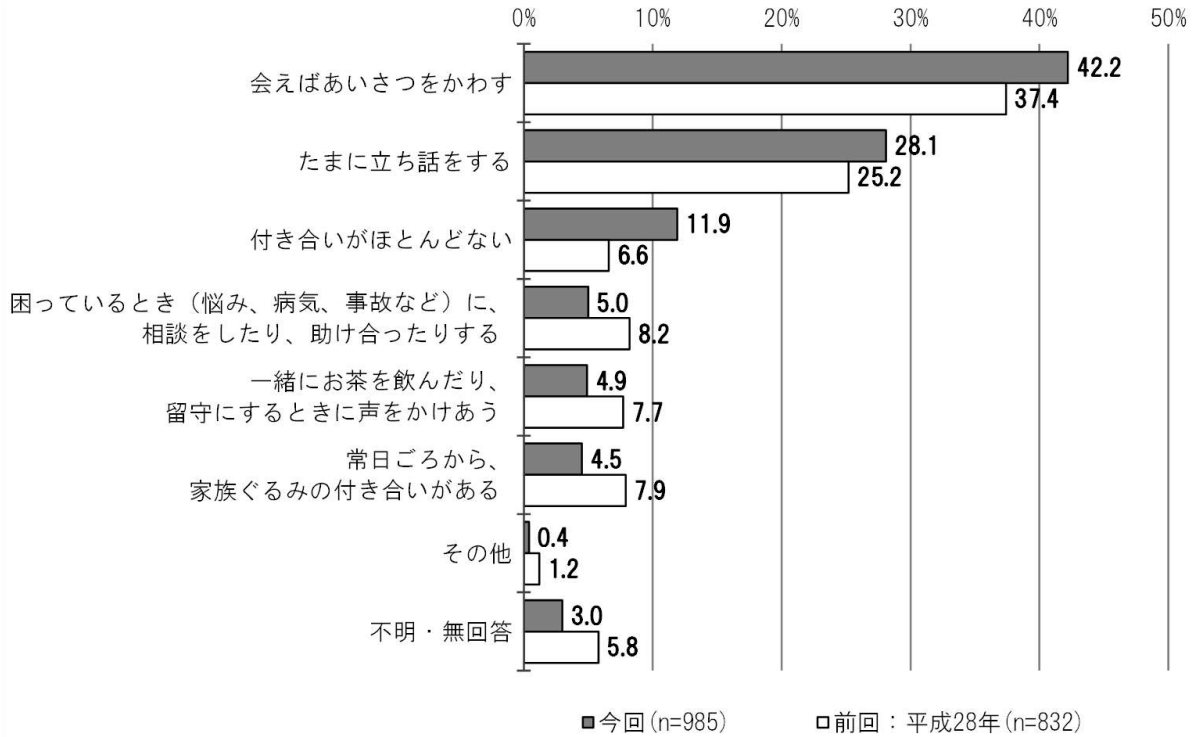


※ 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。(以降同様)

【普段の近所付き合い】

普段の近所付き合いについては「会えばあいさつをかわす」が42.2%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする」が28.1%となっています。

一方、「付き合いがほとんどない」が11.9%となっており、前回調査から5.3ポイント増加しています。



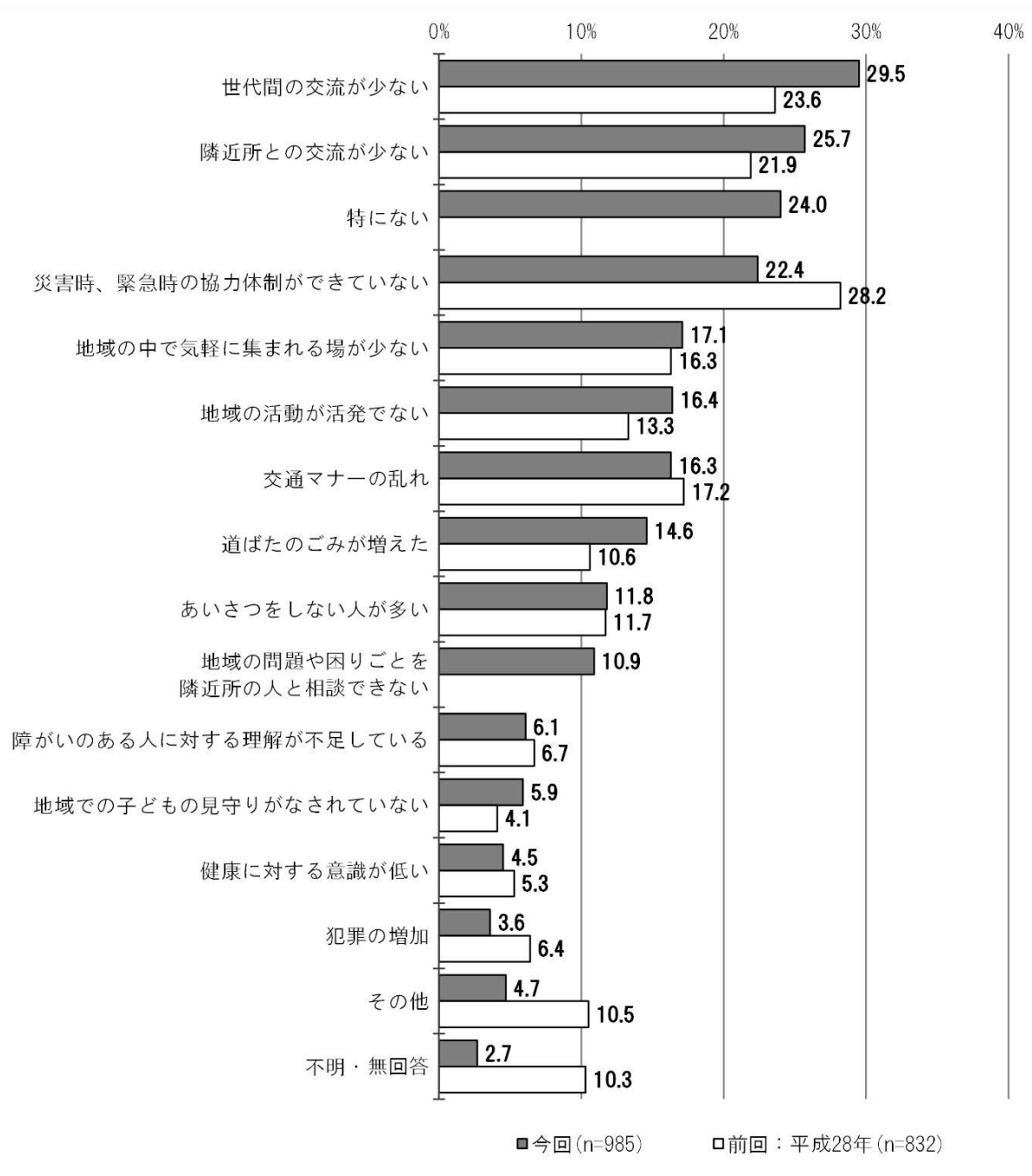
年代別に普段の近所付き合いの状況を見ると、「付き合いがほとんどない」について若い世代で高い傾向にあります。年代が高くなるほど、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」など親密な関係への回答が高くなっています。

あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。	年代						全体 (n=985)
	10・20歳代 (n=192)	30歳代 (n=153)	40歳代 (n=162)	50歳代 (n=145)	60歳代 (n=161)	70歳代以上 (n=156)	
会えばあいさつをかわす	57.3%	56.9%	48.8%	46.9%	21.7%	21.2%	42.2%
たまに立ち話をする	13.0%	16.3%	28.4%	31.7%	46.0%	37.2%	28.1%
付き合いがほとんどない	25.0%	16.3%	11.7%	7.6%	6.2%	1.3%	11.9%
困っているとき（悩み、病気、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする	3.1%	2.6%	2.5%	4.1%	5.6%	12.2%	5.0%
一緒にお茶を飲んだり、留守にするときに声をかけあう	0.5%	3.3%	1.9%	2.1%	11.2%	9.0%	4.9%
常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	0.5%	3.3%	3.7%	4.1%	5.0%	10.9%	4.5%

【地域の中での問題点や不足していると思うこと】

地域の中での問題点や不足していると思うことについては、「世代間の交流が少ない」が29.5%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が25.7%、「特にない」が24.0%となっています。

前回調査では「地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない」「特にない」の選択肢が無く単純な比較はできませんが、「世代間の交流が少ない」「道ばたのごみが増えた」が5ポイント程度増加しています。



【地域の中で課題を抱える世帯の状況】

「引きこもり」や「8050問題」、「ごみ屋敷」などの制度の狭間にある課題を抱える世帯を把握しているかについてみると、「わからない」が49.3%と最も高く、次いで「いない」が23.8%となっています。

付き合い度合い別にみると、付き合いが深いほど地域課題に関心をもち、状況を把握している傾向にあり、付き合い度合いが「ある」では、「80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している」「仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅に引きこもっている人がいる」が1割を超えています。

●地域の中で課題を抱える世帯の状況×付き合いの度合い(クロス集計)

あなたの住んでいる地域の中に、以下のように見受けられる世帯はありますか。	付き合い度合い			全体 (n=985)
	ある (n=141)	少しある (n=693)	ほとんどない (n=117)	
80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している	12.8%	8.7%	2.6%	8.6%
仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅に引きこもっている人がいる	10.6%	4.2%	2.6%	5.1%
建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態（いわゆる「ごみ屋敷」）で生活している	7.1%	4.6%	1.7%	4.7%
10代から30代前後で、就学や就労していない人がいる	9.2%	3.5%	3.4%	4.6%
親の介護と子育てを同時にしている	7.8%	3.5%	2.6%	3.9%
働いているが、生活に支障があるほど経済的に困っている	4.3%	2.2%	1.7%	2.3%
子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがいないため、必要な支援を受けることができていない人がいる	2.8%	1.4%	0.0%	1.4%
経済的な理由で、衣食住の確保や病院の受診などができていない人がいる	3.5%	0.9%	1.7%	1.3%
犯罪や非行を繰り返している人がいる	1.4%	0.9%	0.9%	0.9%
18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他お困りの人がいる	4.3%	3.2%	0.9%	3.4%
いない	32.6%	23.4%	12.8%	23.8%
わからない	24.1%	51.8%	70.9%	49.3%
(付き合い度合いに関する分析の判定条件)	22ページの選択肢で右の3つ以外	「会えばあいさつをかわす」「たまに立ち話をする」	「付き合いはほとんどない」	

課題を抱える世帯を把握しているかについて、福祉への関心別にみると、概ね福祉への関心が高いほど課題を把握している傾向にあります。

特に、「親の介護と子育てを同時にしている」「子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがいないため、必要な支援を受けることができない人がある」については、福祉への関心が「とてもある」で全体に比べ5ポイント以上高くなっており、福祉への関心が高い人で、制度の狭間への関心が高いことが伺えます。

一方で、全体をとおして「18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている」いわゆるヤングケアラーの把握がなされていないことから、さらなる周知や啓発、支援体制の拡充が課題となっています。

●地域の中で課題を抱える世帯の状況×福祉への関心(クロス集計)

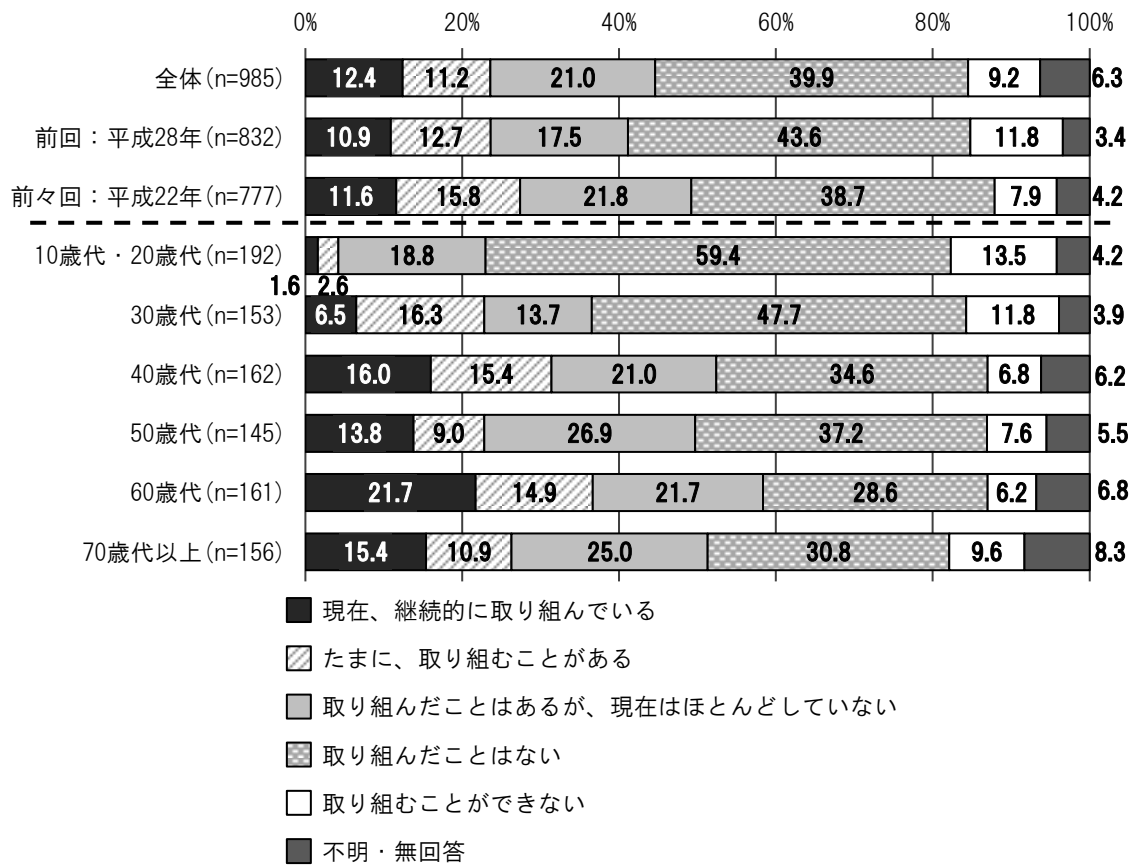
あなたの住んでいる地域の中に、以下のように見受けられる世帯はありますか。	福祉への関心				全体 (n=985)
	とてもある (n=103)	ある (n=539)	あまりない (n=264)	全くない (n=24)	
80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している	10.7%	9.5%	5.3%	8.3%	8.6%
仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅にひきこもっている人がある	8.7%	4.3%	4.5%	0.0%	5.1%
建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態(いわゆる「ごみ屋敷」)で生活している	6.8%	5.2%	3.4%	0.0%	4.7%
10代から30代前後で、就学や就労していない人がある	7.8%	4.5%	4.2%	0.0%	4.6%
親の介護と子育てを同時にしている	11.7%	3.2%	2.7%	4.2%	3.9%
働いているが、生活に支障があるほど経済的に困っている	5.8%	2.2%	1.5%	0.0%	2.3%
子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがいないため、必要な支援を受けることができていない人がある	6.8%	1.3%	0.0%	0.0%	1.4%
経済的な理由で、衣食住の確保や病院の受診などができていない人がある	1.9%	1.7%	0.8%	0.0%	1.3%
犯罪や非行を繰り返している人がある	1.9%	0.6%	1.1%	0.0%	0.9%
18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他お困りの人がある	6.8%	3.2%	2.7%	0.0%	3.4%
いない	20.4%	24.9%	21.6%	20.8%	23.8%
わからない	38.8%	49.5%	55.3%	54.2%	49.3%

【各種支援活動】

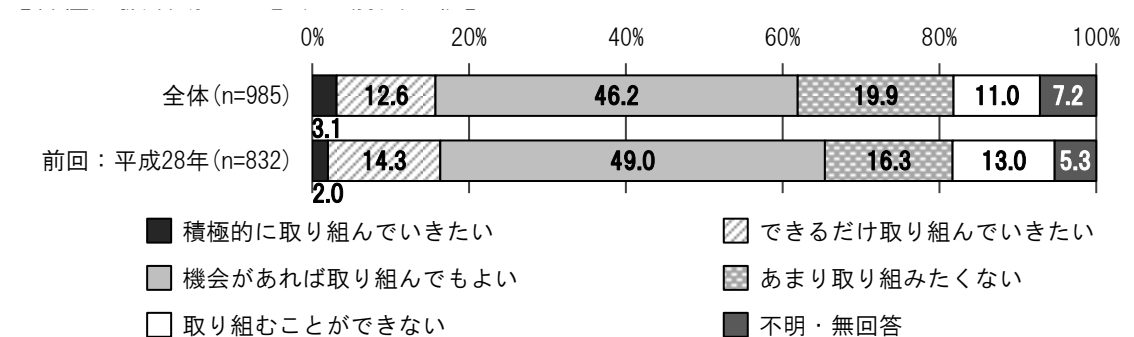
地域や住民に対する各種の支援活動等への取組状況についてみると、「取り組んだことはない」が39.9%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が21.0%となっています。

「現在、継続的に取り組んでいる」は12.4%となっており、前回調査からわずかに増加しています。

年代別にみると、40歳代と60歳代で「現在、継続的に取り組んでいる」「たまたま、取り組むことがある」の合計が3割を上回っています。



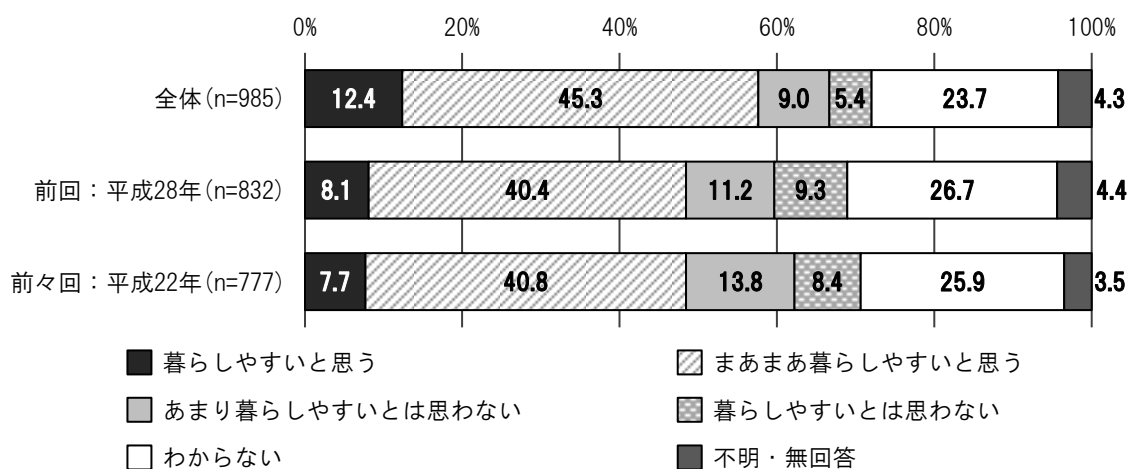
今後の各種支援活動への取組意欲についてみると、「機会があれば取り組んでもよい」が46.2%と最も高く、これに「積極的に取り組んでいきたい」と「できるだけ取り組んでいきたい」をあわせると61.9%となっています。



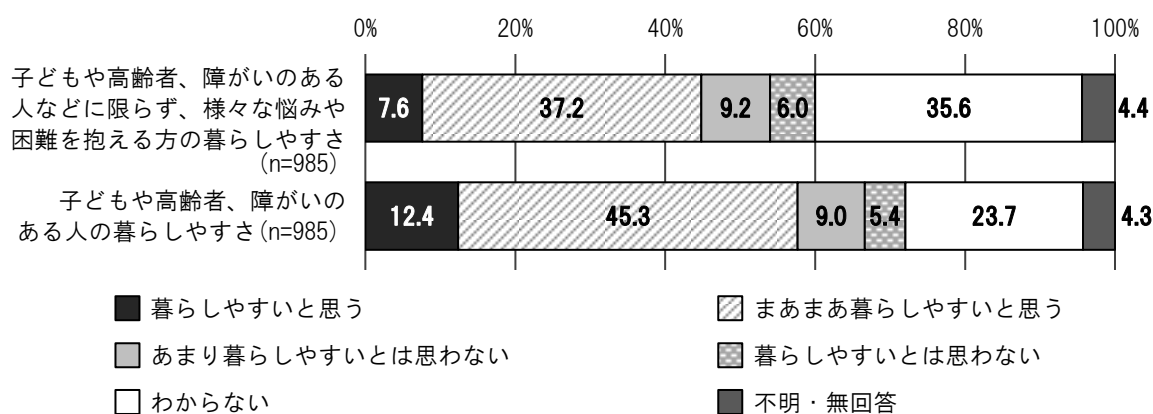
【まちの暮らしやすさ】

子どもや高齢者、障がいのある人などにとってのまちの暮らしやすさについてみると、全体では「まあまあ暮らしやすいと思う」が45.3%と最も高く、次いで「わからない」が23.7%、「暮らしやすいと思う」が12.4%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年から平成28年は概ね横ばい傾向であったところから、平成28年の調査と比較すると今回の調査では「暮らしやすいと思う」が4.3ポイント、「まあまあ暮らしやすいと思う」が4.9ポイント増加しています。



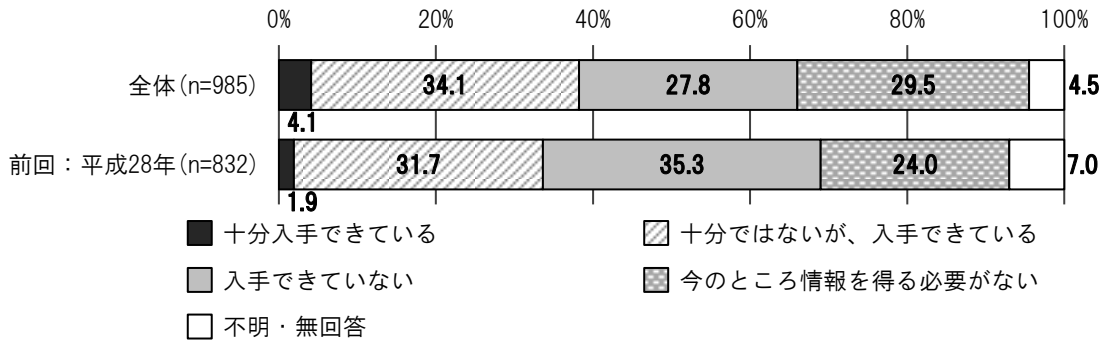
子どもや高齢者、障がいのある人などに限らず、様々な悩みや困難を抱える方にとって、相談がしやすいなど、暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「まあまあ暮らしやすいと思う」が37.2%と最も高く、次いで「わからない」が35.6%となっています。



【福祉サービスの情報の入手状況】

自分に必要な福祉サービスの情報の入手状況についてみると、全体では「十分ではないが、入手できている」が34.1%と最も高く、次いで「今のところ情報を得る必要がない」が29.5%、「入手できていない」が27.8%となっています。

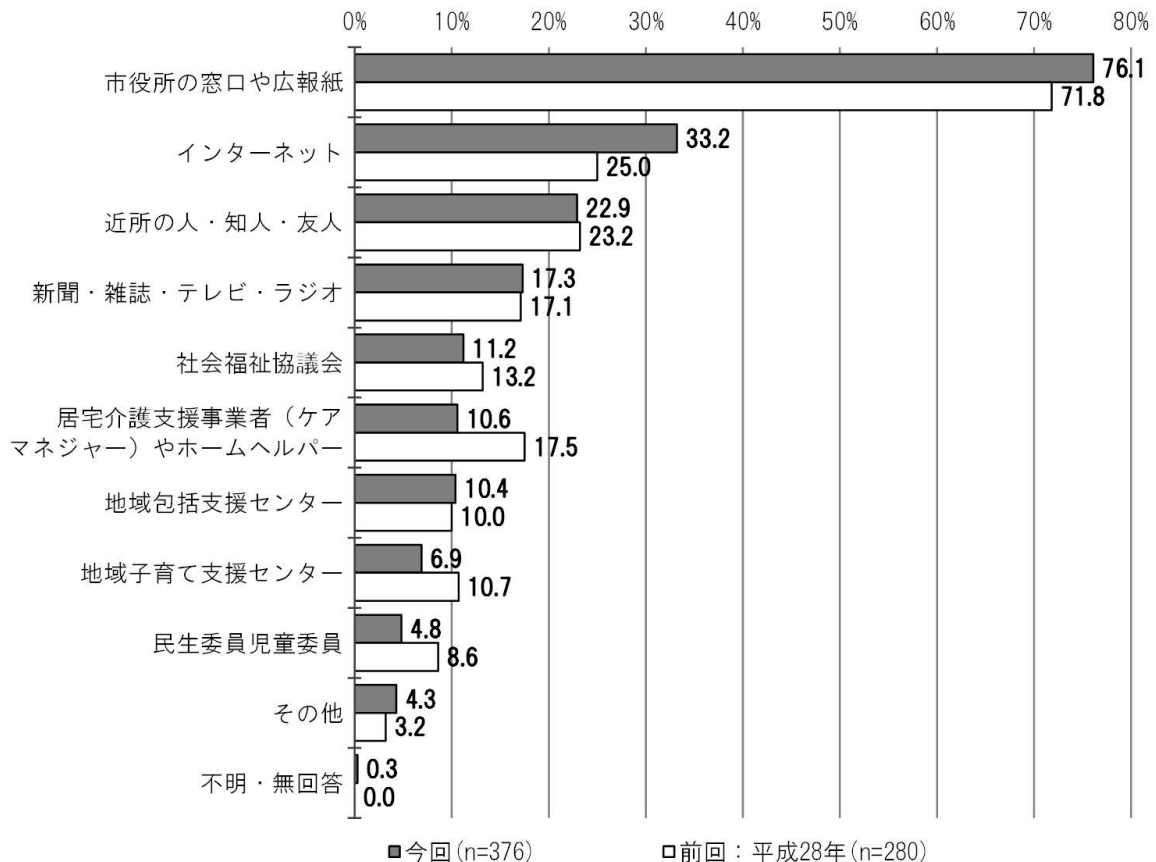
前回調査と比較すると、「入手できていない」が7.5ポイント減少している一方、「今のところ情報を得る必要がない」が5.5ポイント増加しています。



【福祉サービスに関する情報の入手先】

福祉サービスに関する情報の入手先についてみると、「市役所の窓口や広報紙」が76.1%と最も高く、次いで「インターネット」が33.2%、「近所の人・知人・友人」が22.9%となっています。

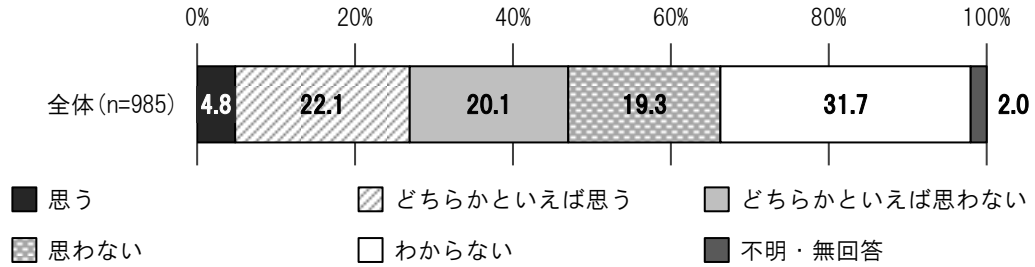
前回調査と比較すると、「インターネット」が8.2ポイント増加しています。



【犯罪をした人の立ち直りへの協力意向】

犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについてみると、「わからない」が31.7%と最も高くなっています。

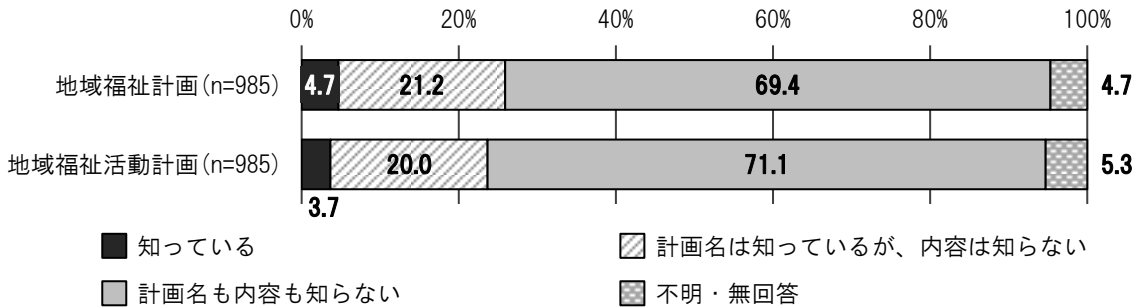
また、「思わない」「どちらかといえば思わない」の合計が39.4%と、「思う」「どちらかといえば思う」の合計の26.9%を上回っています。



【下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度】

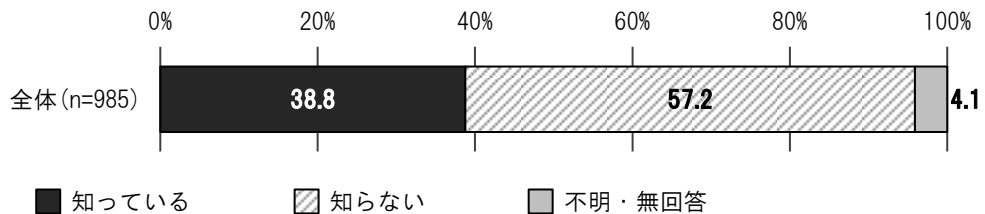
下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度について、内容まで「知っている」割合はそれぞれ4.7%・3.7%と、1割未満になっています。

「計画名は知っているが、内容は知らない」の割合はいずれも2割程度となっています。



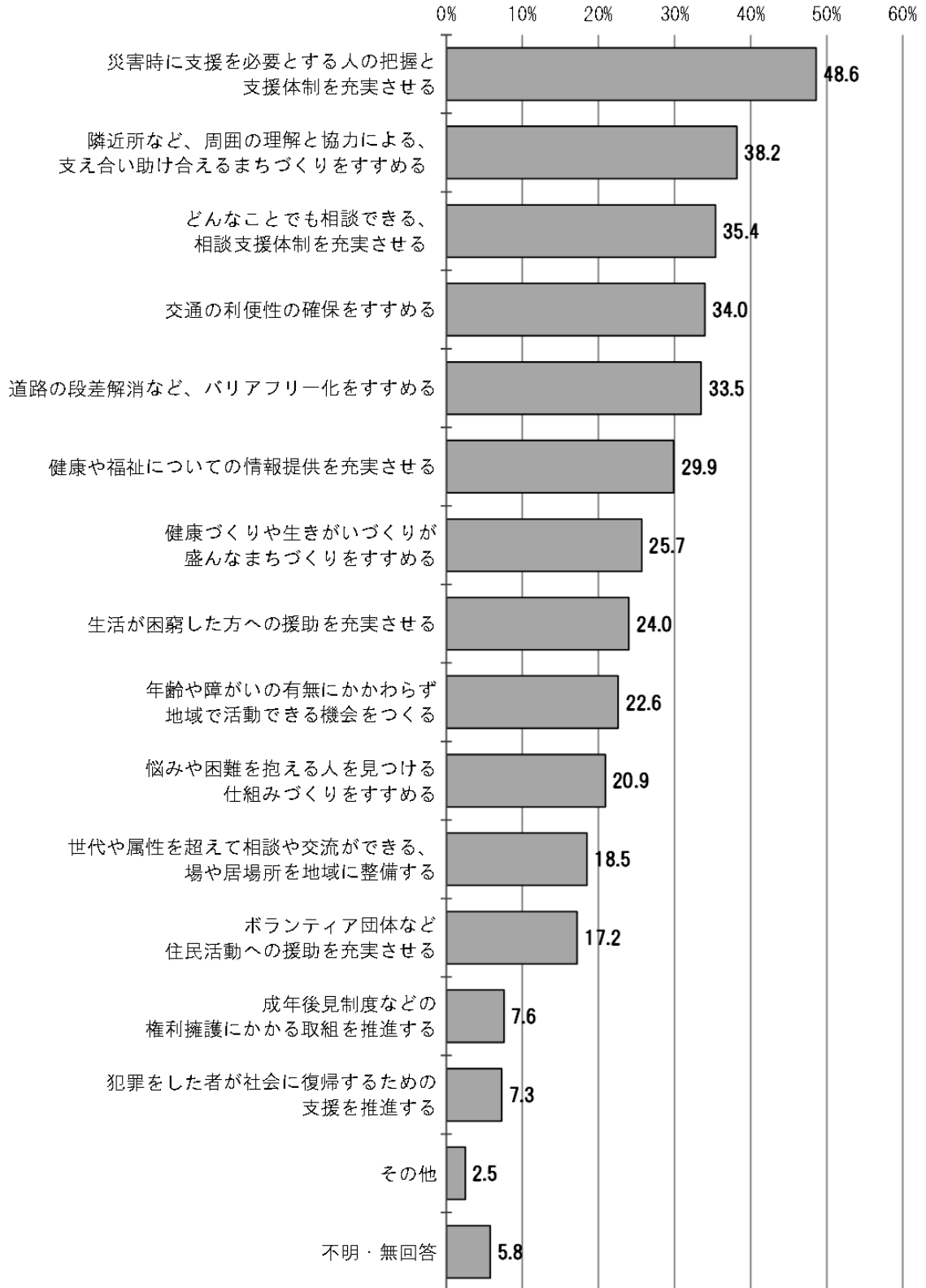
【市民の参加/協力の必要性の認知度】

地域福祉を進めるためには、市民の参加・協力が必要とされていることの認知度について、「知らない」が57.2%と、「知っている」の38.8%を上回っています。



【保健福祉施策をより充実していくために重要な取組】

保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取組についてみると、「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」が48.6%と最も高く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる」が38.2%、「どんなことでも相談できる、相談支援体制を充実させる」が35.4%となっています。



(2) 団体アンケート・ヒアリング調査からみる現状

調査の概要

本調査は、市内で活動する団体・事業者等を対象に実施しました。
 実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

項目	詳細
対象	下野市内で活動する団体・事業者等 69 団体
形式	はじめに郵送配布・郵送回収によるアンケート調査を行い、その後6団体について詳細なヒアリング調査を実施
時期	【アンケート】令和3年7月13日～8月6日 【ヒアリング】令和3年8月25日～31日
有効回収数	56 件
有効回収率	81.2%



ヒアリングの様子



調査結果の概要

アンケート・ヒアリング調査の中で、複数の団体から回答があったものなど主要な意見について、以下に分野ごとに取りまとめています。

記号の説明 ▷：アンケート調査のご意見 ☆：ヒアリング調査のご意見

●地域の中で課題に感じることについて

▷地域の中で課題に感じることについて、「世代間の交流が少ない」が48.2%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が41.1%となっています。活動内容別にみると、障がい者福祉に関する活動団体では「障がいのある人に対する理解が不足している」が70.0%と高くなっていますが、その他の活動内容では1割台と差がみられません。

▷地域課題として「世代間での価値観の違いがある」という回答が多くあり、今後多様な主体間での連携などを通して世代間交流に取り組んでいきたいという回答も挙げられています。

▷また、隣近所の交流が薄いことも課題として挙げられており、中でも地域とのつながりが薄いために必要な支援を受けられていない世帯への支援として有償ボランティア^(※)等のサービスを有効的に行っている団体もあるとの回答があります。

☆ヒアリングでは、地域における多様な方の理解については、障がい者や認知症の方、外国人などへの理解が不足している人もおり、その解消に向けては、障がいの有無やその他の属性に捉われず、当事者の個性を活かすことのできる場づくり・機会づくりが重要だという意見が挙げられています。

活動を通じて、地域の中で課題に感じることは何ですか。 (全体で2割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
世代間の交流が少ない	41.2%	60.0%	31.3%	69.2%	48.2%
隣近所との交流が少ない	29.4%	50.0%	37.5%	53.8%	41.1%
地域の中で気軽に集まれる場が少ない	35.3%	50.0%	25.0%	23.1%	32.1%
地域の活動が活発でない	41.2%	20.0%	18.8%	30.8%	28.6%
障がいのある人に対する理解が不足している	17.6%	70.0%	12.5%	15.4%	25.0%
地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない	23.5%	50.0%	12.5%	15.4%	23.2%
災害時、緊急時の協力体制ができていない	23.5%	20.0%	6.3%	38.5%	21.4%

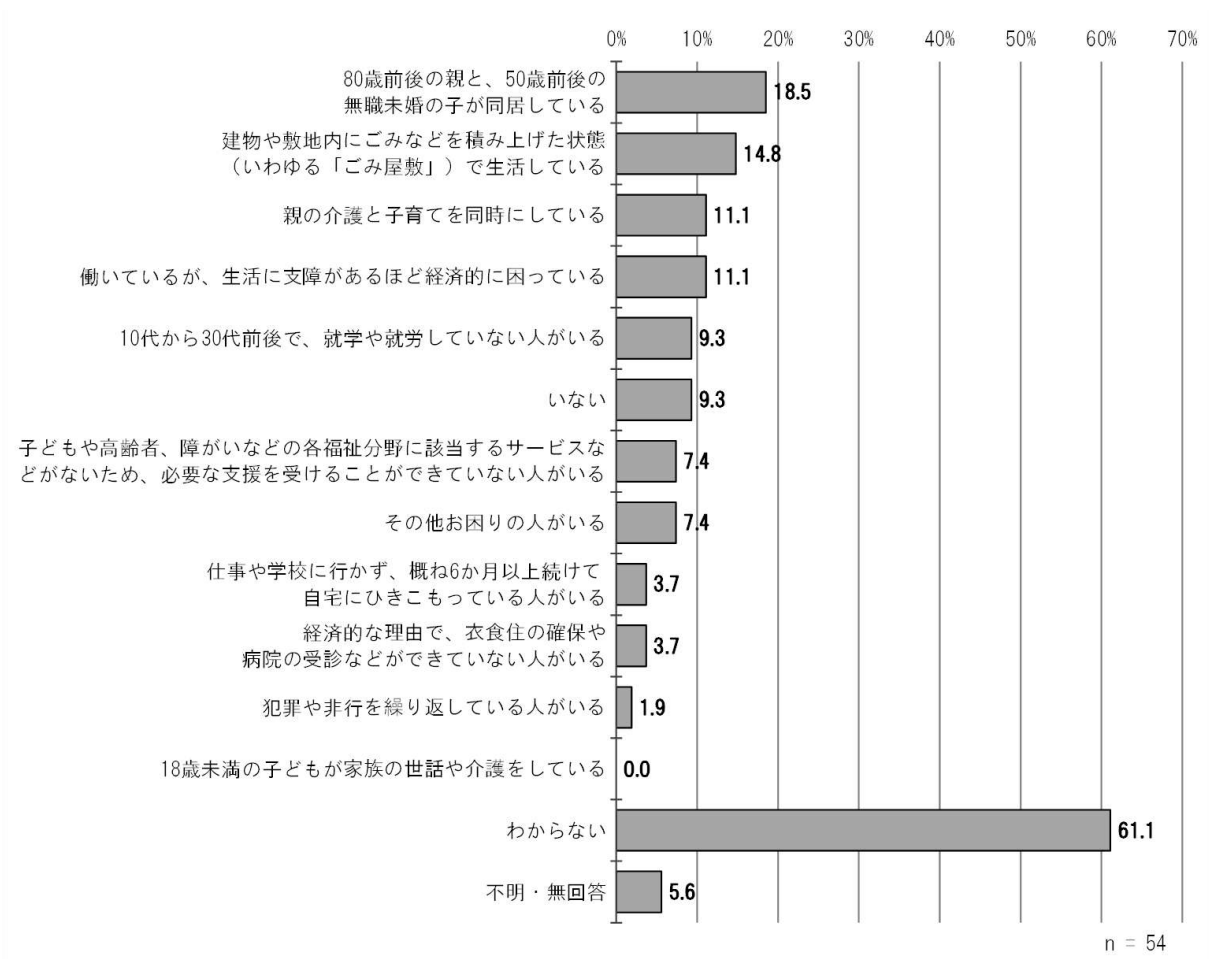
※ 有償ボランティア

ボランティア活動のうち、実費や交通費、その他の報酬が伴う活動のこと。

●課題を抱える世帯の状況について

▷制度の狭間にある課題を抱える世帯の把握状況についてみると、「80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している」（いわゆる「8050問題」）が18.5%と最も高く、「建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態（いわゆる「ごみ屋敷」）で生活している」が14.8%となっています。

☆ヒアリングでは、「8050問題」については、経済的な問題や家庭内の状況などから支援が難しく、課題が複雑になっているという意見が挙げられています。



●各団体の活動推進について

▷各団体の活動を推進していく上での課題としては、活動を企画・運営するメンバー及びイベント等に訪れる参加者の双方の減少について多く回答があります。

地域活動に参画する人材が減少している要因としては、高齢化や生活様式の変化、地域のつながりに対する意識の希薄化が挙げられています。

こうした要因への対応に向けて、様々な年代が参加しやすいイベント内容の企画や交通手段の確保、生活様式の変化に対応した休日等のイベントの開催、地域のつながり意識の醸成等が方向性として挙げられています。

▷団体メンバー間での連絡手段の活用状況としては、SNS（会員制交流サイト）等を効果的に活用し連絡を取っているという回答があった一方、こうしたツールの利用方法がわからない、活動の性質上難しいという回答もあります。

▷地域住民のイベント参加やサービス利用等の促進にかかる情報提供手段では、「市の広報紙や窓口での案内を通して」「その他」が40.7%と最も多く、「その他」の内容としては団体独自の紙媒体による情報提供が多くなっています。次いで、「社会福祉協議会を通して」が29.6%となっています。

職員数・会員数別にみると、20人以下の団体・事業者で「インターネット（ホームページ）を通して」が全体と比較して23.3ポイント高くなっています。

☆ヒアリングにおいては、団体活動に中心的に取り組むリーダーのなり手がいないという意見が挙げられています。

貴団体・事業者では、地域活動情報をどのように発信していますか。 (全体で2割以上の選択肢を抜粋)	職員数・会員数			全体 (n=56)
	20人以下 (n=19)	21~50人 (n=15)	51人以上 (n=15)	
市の広報紙や窓口での案内を通して	47.9%	33.3%	33.3%	40.7%
社会福祉協議会を通して	36.8%	20.0%	33.3%	29.6%
近所の人・知人・友人の口コミ等を通して	26.3%	33.3%	20.0%	25.9%
インターネット（ホームページ）を通して	47.4%	20.0%	6.7%	24.1%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオを通して	36.8%	13.3%	13.3%	20.4%
その他	31.6%	46.7%	53.3%	40.7%

●多様な主体との連携・協働による地域活動の推進について

▷地域活動を行う上での他の団体や機関等との交流や連携、協力関係がある相手についてみると、「社会福祉協議会」が58.9%と最も高く、次いで「小・中学校・高校」「自治会」「行政」が約5割となっています。

活動内容別にみると、「自治会」は高齢者福祉、地域づくり・コミュニティ分野の団体で高いものの、障がい者福祉、子育て支援分野の団体で低くなっています。

また、「ボランティア団体」は地域づくり・コミュニティ分野の団体では61.5%と高くなっていますが、他の活動内容では3割以下となっています。

☆ヒアリング等においては、活動にあたってのアイデアや、地域課題を共有するために、団体同士での交流の機会や、情報交換の仕組みがあれば良いという意見が挙げられています。

貴団体・事業者では、地域活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携、協力関係がありますか。 (全体で3割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
社会福祉協議会	64.7%	60.0%	50.0%	61.5%	58.9%
小・中学校・高校	41.2%	50.0%	62.5%	46.2%	50.0%
自治会	82.4%	20.0%	12.5%	69.2%	48.2%
行政	29.4%	80.0%	43.8%	53.8%	48.2%
ボランティア団体	29.4%	30.0%	25.0%	61.5%	35.7%
老人クラブ	47.1%	10.0%	25.0%	46.2%	33.9%

●保健福祉施策の充実に向けた重要な取組について

▷保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組についてみると、「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が51.8%と最も高く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる」が50.0%となっています。

活動内容別にみると、障がい者福祉分野で活動する団体では「成年後見制度などの権利擁護にかかる取組を推進する」が全体と比較して27.5ポイント高い40.0%となっています。また、地域づくり・コミュニティ分野で活動する団体では「ボランティア団体など住民活動への援助を充実させる」が76.9%と高くなっています。

☆ヒアリング等においては、独居高齢者や地域とのつながりが乏しい方に情報を提供するための仕組みをどう構築していくかが課題だという意見が挙げられています。

下野市の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組はどれですか。 (いずれかの区分で4割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる	52.9%	40.0%	62.5%	46.2%	51.8%
健康や福祉についての情報提供を充実させる	52.9%	50.0%	43.8%	61.5%	51.8%
隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる	52.9%	40.0%	43.8%	61.5%	50.0%
健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる	52.9%	50.0%	25.0%	46.2%	42.9%
どんなことでも相談できる、相談支援体制を充実させる	17.6%	40.0%	68.8%	38.5%	41.1%
交通の利便性の確保をすすめる	35.3%	50.0%	31.3%	46.2%	39.3%
世代や属性を超えて相談や交流ができる、場や居場所を地域に整備する	41.2%	50.0%	12.5%	53.8%	37.5%
年齢や障がいの有無にかかわらず地域で活動できる機会をつくる	29.4%	50.0%	31.3%	38.5%	35.7%
ボランティア団体など住民活動への援助を充実させる	23.5%	30.0%	12.5%	76.9%	33.9%
道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	23.5%	40.0%	31.3%	46.2%	33.9%
悩みや困難を抱える人を見つける仕組みづくりをすすめる	35.3%	40.0%	18.8%	38.5%	32.1%
成年後見制度などの権利擁護にかかる取組を推進する	5.9%	40.0%	6.3%	7.7%	12.5%

(3) 住民懇談会からみる現状

地域で活動している市民の方から、地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデアなどをお聞きし、本計画を策定するにあたっての基礎資料とすることを目的として、ワークショップ^(※)形式の懇談会を実施しました。

実施概要

ワークショップでは幅広い層からご意見を伺うため、普段地域で活動されている方や地域福祉分野に携わっている方から構成される「深めるチーム」と、大学生等を中心とした若い世代の方から構成される「広げるチーム」の2つのチームを組織し開催しました。

① 深めるチーム

項目	詳細
対象	普段地域で活動されている方や地域福祉分野に携わっている方
日時	令和3年8月2日 午前10時～正午
実施方法	対面開催
参加者数	18名
実施プログラム	深めるチームにおいては、地域の状況や課題をお伺いし、今後へのアイデアをいただくという趣旨で、以下のプログラムにて実施しました。
	【地域の状況の共有】 地域の課題や状況について参加者より発表いただき、模造紙及び付箋を用いて整理を行いました。
	【解決アイデアの検討】 整理された課題に対して、どのような解決アイデアがあるか検討いただきました。



深めるチーム ワークショップの様子

※ ワークショップ

ここでは、一方的な講義の形式ではなく、参加者が主体的に課題や方向性を考え、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の講座のことを指す。

② 広げるチーム

項目	詳細
対象	大学生等を中心とした若い世代の方
日時	令和3年8月29日 午前10時～正午
実施方法	オンライン開催 ^(※1)
参加者数	18名
実施 プログラム	大学生等を中心とした若い世代の方にも参加していただき、それぞれの立場から感じる課題意識をもとに、より良い地域づくりに向けて何が必要かを議論していただくことを趣旨として、以下のプログラムにて実施しました。
	【地域で生活する人には、どんな困りごとがあるだろう】 地域の生活で、自分や家族が困ったことについて見聞きした内容について、オンライン上の付箋に書き出していただきました。 書いた意見を共有しながら、簡単に似た意見を集めて整理しました。
	【登場人物をつくってみよう】 議論の中で出た意見をみながら、「登場人物」をつくりました。 名前や年齢なども考えることで、よりリアリティをもって地域の困りごとを考えることができました。
	【困りごとの解決には何があると良いだろう】 登場人物が抱える困りごとについて、どうしたら解決できるかを考えました。 解決ストーリーを、4コマ漫画の形で完成させました。
	【自分にもできることがあるだろうか】 完成したストーリーをみながら、「自分ならどんなことができるだろう?」を考え、各自チャット ^(※2) に書き込んでもらいました。

※1 オンライン開催について

今回のワークショップ（広げるチーム）については、新型コロナウイルスの流行に伴い、ビデオ会議ツールを用いてオンラインでの開催とした。

※2 チャット

「おしゃべり」という意味の単語で、一般には、インターネットを介してリアルタイムに会話をする仕組みのこと。ビデオ会議においては、参加者同士で短文のメッセージや画像などを送りあう機能のこと。

結果概要

① 深めるチーム

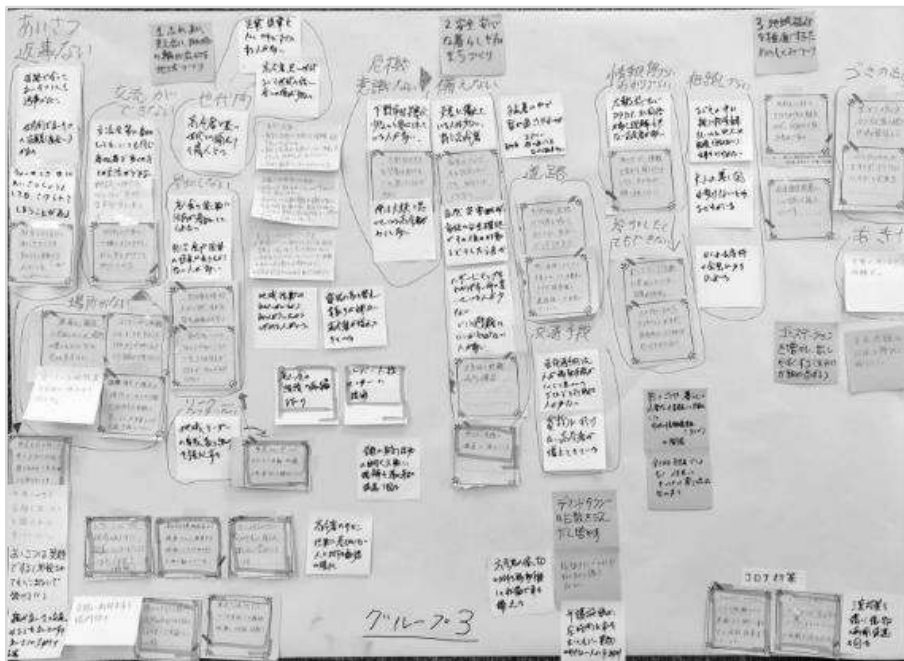
議論の中で多く出た課題として、隣近所の付き合い、集いの場や身近な地域での活動、移動手段、ボランティア等の活動がありました。

隣近所の付き合いについては、人間関係が希薄になっている、若い方への声掛けが難しい、支援を必要とする方の状況が分かりづらいといった課題が挙げられました。解決に向けて地域でできることとしては、あいさつや日頃の声掛け、互いに気に掛ける関係づくりが必要だという意見がありました。

地域の集いの場や自治会を含めた身近な地域での活動については、地域ふれあいサロンや老人クラブ、認知症カフェ（認知症の方やその家族をはじめ誰もが気軽に参加できる集い）など、地域に根差した様々な集いの場において地域のつながりが形成されている一方で、こうした取組への参加者の減少や、運営側の負担について課題が挙げられています。また、自治会に関することとして、未加入世帯への啓発、役員等のなり手の確保が課題であるという意見がありました。こうした課題を踏まえ地域でできることとしては、積極的に集いの場やイベントに参加することや、趣味を活かした活動を行うことが挙げられています。

移動手段については、買い物をはじめとした日常生活において、特に免許を返納した方にとって課題であるという意見がありました。また、イベント等の地域交流への参加にあたって、移動手段がないことが障壁になっている場合があることから、解決に向けてはデマンド交通等の移動手段の確保が必要だという意見がありました。こうした課題について、行政・社会福祉協議会にお願いしたいこととして移動手段の確保が挙げられています。

ボランティア等の活動への参加については、ボランティア活動等でリーダーとして活躍される方の高齢化に伴い、ノウハウを引き継いでいくことや、地域で活動する人材の育成が課題として挙げられています。地域でできることとしては、活動への参加とあわせて、日常生活の支援を行う有償ボランティア等の活動の活性化に向けた情報発信等について意見がありました。



グループごとにまとめた地域の課題

② 広げるチーム

地域の困りごととしては、高齢者や障がい者の地域参加、移動手段、情報提供、地域のつながりの希薄化など、幅広い分野から課題が挙げられました。さらに、インターネットの活用や、世代間交流、親世代の定年後の地域活動への参加など、大学生を中心とした若い世代ならではの課題意識がみられました。

こうした課題のうち、「地域活動に参加したいが機会のない大学生」「移動手段がない高齢者」「地域活動への多世代の参加」について、課題解決に向けた提案や、自分たちにできることを考えていただきました。

その中で、地域活動への参加にあたっては敷居を下げるのが重要だという意見が挙げられました。また、移動手段の確保に向けた支援に関する情報提供が重要であり、家族やご近所など周りの方の手助けによって解決できるという案が示されました。地域活動への参加に関しては、SNS等の活用により若い世代の参加を促進することができ、世代間交流が生まれるきっかけになるという意見がありました。



提案された4コマ漫画による解決ストーリー

3 第2期計画取組の進捗状況

第2期計画の進捗状況について、同計画の進捗管理などを目的とする「第2期下野市地域福祉計画推進委員会」において検討した結果は以下のとおりです。

基本目標1 ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

取組		進捗状況	
①	ふれあい交流の促進	市	地域活動団体や学校、スポーツ団体、サロン運営ボランティア等がふれあい交流の場や機会づくりに取り組みました。
		社会福祉協議会	しもつけふくしフェスタや三世代交流事業等の実施など、関係機関・団体と連携し、市民同士が交流する機会を創出しました。また、市民ニーズの高まりに応じて、サロンの運営体制の強化を図りました。
②	地域交流の場となる拠点づくり	市	公民館では各種講座の実施やサークル活動等の支援を行い、障がい者施設では地域のイベントをとおして障がい者の自立支援や社会参加を促しました。また、公共施設においては、利用者が安心して利用できるよう改修工事やサービス提供内容の向上に取り組みました。
		社会福祉協議会	市民の福祉活動の拠点として、コミュニティ施設や公民館などの既存施設の活用を努めました。
③	地域を支え、育むコミュニティづくり	市	組織・団体間の連携推進に向けたネットワーク構築や、ガイドブックやオンライン等での情報発信を通して、自治会や地域活動団体等によるコミュニティづくりの活動を支援しました。
		社会福祉協議会	コミュニティ組織を中心に地域活動の支援を行いながら、3か所の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。） ^(※1) の整備に努めました。
④	支え合いネットワークの充実	市	地域の高齢化が進む中で、ゴミ出し等の日常生活から防災対策まで、他分野において見守り・支え合いのネットワークづくりに取り組みました。
		社会福祉協議会	地域包括支援センターと連携し生活支援体制整備事業を進め、市民主体の有償ボランティア組織などの新たな社会資源 ^(※2) の開発につながり、市民の困りごとの解決に取り組みました。

※1 地区社会福祉協議会（地区社協）

身近な地域においてふれあいを高めながら、福祉課題を「住民同士の助け合い」によって解決していけるよう、住民の主体的な地域福祉活動を行う団体のこと。

※2 社会資源

福祉サービスや制度、団体、地域の繋がり及び文化などを含めた、日常生活上の様々な課題の解決につながる資源の総称。地域の社会資源、という意味で「地域資源」ということもある。

基本目標2 安全・安心な暮らしやすいまちづくり

取組		進捗状況	
①	福祉サービスの充実	市	地域包括ケア体制 ^(※) の充実に向け、関係機関による連携のための会議や研修会等を開催しました。また、仕事と育児の両立を支援するファミリー・サポート・センターの活動の充実や、生活困窮者の相談支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	在宅福祉の充実を図るべく福祉サービスの提供や福祉用具の貸出等を行ったほか、権利擁護や生活福祉資金・小口貸付のニーズ増に対応しました。
②	健康づくりの推進	市	市民の健康づくりの意識向上を図るため、健康推進員及び食生活改善推進員養成講座を実施しました。また、各種検診のネット申込みや託児を行うことで、受診率の向上を図りました。
		社会福祉協議会	各地域のサロン等に出向き、地域包括支援センターなどの関係機関・関係団体と連携し、健康維持のための講座開催や相談対応を行い、健康の維持・向上に努めました。
③	防犯・防災体制の充実	市	地域が主体となった災害対策の推進に向け、自主防災組織の組織化や避難訓練を支援したほか、避難にあたり支援が必要な方への支援体制整備を進めました。また、ボランティアによる見守りや社会基盤の整備を通して防犯体制の充実に取り組みました。
		社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置訓練を実施したほか、災害発生時には養成講座で育成したボランティアと協力し運営することができました。また、災害時対応マニュアルを随時見直し、新型コロナウイルス感染症対策を追加しました。
④	バリアフリーの推進	市	施設整備や公共交通等の移動支援とあわせて、障がい者理解の促進に向けた啓発の実施により、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進しました。
		社会福祉協議会	広報紙等の点訳や音訳CDを作成し利用者に提供するとともに、ボランティアグループの育成に取り組みました。また、福祉バスの運行を行いました。
⑤	生きがいづくりの支援	市	生涯学習やスポーツ等の活動をとおして交流を図りながら、生きがいづくりにつなげる支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	老人クラブの活性化を支援するため、人材育成や団体への加入促進を行いました。

基本目標3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

取組		進捗状況	
①	相談体制の充実	市	障がい児者相談支援センターを新たに設置したほか、生活困窮支援・子育て支援など様々な分野で相談支援に取り組みました。また、民生委員・児童委員などの活動においても、包括的な相談支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業において、利用者に寄り添いながら自立に向けた相談及び支援を行いました。また、心配ごと相談や無料法律相談など各種相談においても関係機関と連携し相談体制の充実を図りました。
②	広報・啓発活動の強化	市	広報紙や保健福祉ガイドブックの配布のほか、情報のアプリ上への掲載等オンライン化により、より多くの人に広報・啓発を実施できるよう取り組みました。
		社会福祉協議会	しもつけ社協だよりやホームページを活用し、地域福祉に関する広報・啓発活動を行いました。
③	福祉・人権教育の推進	市	講演会・講座やイベントを通して、福祉や人権に関する意識の醸成と周知啓発を推進しました。
		社会福祉協議会	学校と連携し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図りました。
④	地域リーダーの育成	市	ボランティア等に取り組む人材育成を目指した講座の開催や、生活支援コーディネーターによる地域への働き掛けをとおして、地域活動の核となるリーダーの育成に取り組みました。
		社会福祉協議会	地区社協組織の整備を進める中で、コミュニティ組織と連携し地域活動の担い手の発掘に取り組みました。
⑤	ボランティアの育成	市	ボランティアバンク登録者の活動機会の創出と、市民への学習機会の提供を図ることで、活動の活性化に努めました。
		社会福祉協議会	ボランティアセンター機能の充実に向けて、ボランティアコーディネーター2名を専従で配置するなど運営強化に努めました。また、ボランティア同士の連携強化、ボランティアの担い手やリーダーの育成、活動の支援に取り組みました。

※ 地域包括ケア体制

医療や介護が必要になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

4 現状からみえる課題

(1) 地域活動や啓発活動を担う人づくり

市民アンケート調査の結果をみると、地域活動に「現在、継続的に取り組んでいる」と答えの方は5年前からわずかに増加しているものの1割台となっている一方で、今後の取組意向については大きな変化がない状況です。住民懇談会や各種調査の記述回答においても、主体的に地域活動に取り組む意識が不足しているという課題が挙げられており、支え合いの意識の啓発や、地域活動への参加に向けた情報提供の充実が必要だと考えられます。

地域活動団体においては、高齢化に伴う地域活動の担い手不足が課題として挙げられており、主体的に活動できる人材の育成が求められています。

また、障がい者・認知症の方等への地域の理解が不足しているという意見も挙げられています。これまでも広報や講演会、講座、イベント等を通して啓発や福祉教育を推進してきましたが、より一層の充実が課題となっています。

(2) つながりの中で安心して暮らせる地域づくり

市民アンケート調査の結果をみると、「地域への愛着がある」と答えの方が増加している一方で、「付き合いがほとんどない」と答えの方も増加しています。また、地域活動団体においては、世代間交流や隣近所との交流が地域の課題として多く挙げられています。

こうした地域の日常的なつながりづくりに向けては、日頃からの交流や、気軽に参加できる場の整備、団体間の連携を含めた活動の活性化支援が必要だと考えられます。

また、市民アンケート調査・団体アンケート調査ともに、今後重要だと考える施策の中で「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」が最も高くなっており、第2期計画においても取り組んできた地域防災力の向上のため、より一層取組を浸透させていくことが求められています。

(3) 支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みづくり

市民アンケート調査の結果をみると、子どもや高齢者、障がい者にとって「暮らしやすいと思う」と答えの方は約6割と前回調査から増加しています。一方で、子どもや高齢者、障がい者に限らず、様々な悩みや困難を抱える方にとっての暮らしやすさの評価は比較的低く、制度の狭間への対応に課題がみられることから、包括的かつ重層的な支援体制の整備が必要だと考えられます。

また、福祉サービスの情報を入手できている割合は約4割となっており、ヒアリングや住民懇談会等においては、地域とのつながりが薄く情報を得にくい方が情報を得るための仕組みづくりが重要だという課題が挙げられています。これらを踏まえて、より多くの方が情報を得やすい取組についての検討が求められています。

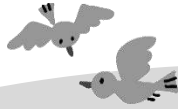
付き合い度合いや福祉への関心が高い方ほど地域における困難を抱える方を把握している傾向にあることから、誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて、支援体制の整備とともに、地域活動や啓発活動を担う人づくりに関する取組と連携した日頃のつながりづくりの推進が課題となっています。

なお、犯罪をした人の立ち直りに関しては、市民へのアンケート調査によると「協力したい」と答えの方が「協力したくない」と答えの方を下回っており、地域への啓発が求められています。

第3章 計画の方向性



1 基本理念



思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野



第2期計画においては、「思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる 幸せ実感のまち 下野」を基本理念として掲げ、支え合いの中で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進してきました。

本計画においては、地域の中で育んできた思いやりの心を継承しながら、市民が互いに支え合う「地域共生社会」を目指した基本理念とします。

2 基本目標

基本理念「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」の実現に向けて取り組む基本目標を、本市の地域課題を踏まえ以下のように設定します。

(1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の担い手は市民一人ひとりです。

誰もが活躍できる地域社会を目指して、地域の中で「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合い、主体的に地域へと参画する市民意識の醸成を図ります。また、地域活動が盛んなまちを目指して、ボランティアや地域活動団体・自治会といった、地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組めます。

(2) 支え合いの輪が広がる地域づくり

誰もが安全・安心に自分らしく活躍して暮らせる地域の実現に向けては、それを支える地域の場や隣近所のネットワークづくり、都市環境の整備が必要です。

地域における活躍の場の充実を目指して、普段の交流や地域活動の核となる場づくりを行うとともに、多分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。また、課題を抱える人を支える包括的な支援体制の充実に向けて、地域のネットワーク強化に取り組めます。さらに、誰もがより安心して暮らせる地域を目指して、地域防災力の強化や都市基盤の整備を目指します。

(3) 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含むすべての人々が、暮らしと生きがい、地域をともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを超えた取組の推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげられる、連携体制の充実を図ります。

また、誰もが地域で活躍できる社会を目指して、地域における活躍の機会の充実とともに、活動の場への移動支援や就労支援といった環境整備に取り組めます。

3 計画の体系

(1) 地域福祉計画

基本理念		思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる	
基本目標		施策	
1	地域福祉を担う人づくり	1	支え合い助け合う意識の醸成
		2	地域活動への参加促進に関する意識の醸成
		3	地域で主体的に活動する人材の育成
2	支え合いの輪が広がる地域づくり	1	地域共生の場づくりの推進
		2	多分野の連携による活躍の場の創出
		3	課題を抱える人をみんなで支える地域の実現
		4	安全・安心な地域の推進
3	地域共生社会を実現する仕組みづくり	1	分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供
		2	総合的な相談体制の充実
		3	多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実
		4	誰もが活躍できる環境の整備

共生のまち 下野		
	取組	ページ
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域のつながりを大切にする意識の醸成 ② 認知症や障がいについて学ぶ機会の充実 ③ 多様性を認め合う意識の醸成 	46
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動への参加につながる情報の提供 ② 地域活動に対する関心の醸成 ③ 自治会に関する情報の提供 	48
	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の様々な活動を通して支え合う人材の育成 ② ボランティアで活躍する人材への支援 ③ 自治会や地域コミュニティで活躍する人材への支援 	50
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが参加しやすい地域の場の充実 ② 地域で活動しやすい場づくりの推進 	52
	<ul style="list-style-type: none"> ① 多分野にわたる地域活動の活性化 ② 地域資源を活かした地域活動の推進 ③ 生涯学習分野と連携した地域福祉の推進 	54
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備 ② 課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実 ③ [再犯防止推進計画]犯罪をした人等の社会復帰を支える取組の充実 	56
	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における防災力の強化 ② 誰もが安心して暮らせる都市基盤の整備 ③ 福祉に関する情報提供 	58
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域課題に取り組む多職種の連携体制の充実 ② 包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進 ③ 福祉分野の連携による分野横断的な支援の提供 	60
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 分野を問わない相談支援の充実 ② 個別分野における相談支援の強化と連携 	62
	<ul style="list-style-type: none"> ① 分野横断的な生活困窮者支援の推進 ② 自殺対策の推進 ③ 虐待やいじめなどあらゆる暴力の防止 ④ 地域の災害対策への支援の推進 	64
重点	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労や社会参加に課題を抱える若者等への支援の推進 ② 高齢者・障がい者等の就労支援の推進 ③ 移動支援の推進 	66

(2) 地域福祉活動計画

基本理念		思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる	
基本目標		施策	
1	地域福祉を担う 人づくり	1	地域福祉への理解と啓発
		2	地域福祉を支える人材の育成
		3	支え合い助け合いの気持ちの啓発
2	支え合いの輪が広がる 地域づくり	1	地域住民の交流促進
		2	地域福祉活動の支援
		3	誰もが安心して暮らしやすい環境の整備
3	地域共生社会を実現する 仕組みづくり	1	福祉サービスの提供と充実
		2	支援を必要とする人へのサービスの充実
		3	相談支援体制の充実

共生のまち 下野

	事業	ページ
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① しもつけふくしフェスタの開催 ② しもつけ福祉大会の実施 ③ 広報紙、ホームページなどでの情報発信 	70
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① ボランティアセンター機能の充実 ② ボランティア講座等での人材育成 ③ 地域ふれあいサロンの充実 ④ ふくし移動講座の開催 ⑤ 親子ふれあい事業 ⑥ 児童生徒への福祉活動費助成事業 ⑦ ジュニアふくし体験 ⑧ 災害ボランティア養成講座 	72
	<ol style="list-style-type: none"> ① 赤い羽根共同募金運動の実施 	75
	<ol style="list-style-type: none"> ① ふれあいふくし運動会 ② 障がい児者交流事業 ③ 花まつり招待事業 	76
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① 地区社協組織整備 ② 福祉団体への支援 	78
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① 生活支援体制整備事業 ② 災害ボランティアセンター設置・運営のための支援体制づくり ③ 登下校時等における子どもたちの見守り活動 ④ 安全帽子の購入費助成事業 	80
	<ol style="list-style-type: none"> ① 居宅介護支援事業 (ケアプランセンター) ② 通所介護事業 (デイサービスセンターのぞみ) ③ 就労継続支援 B 型事業なのはな・すみれ ④ 下野市社協特定相談支援事業所 ⑤ ふれあいサロンゆうゆう事業 ⑥ 手押し車の購入費助成事業 ⑦ 福祉用具等の貸出し事業 ⑧ 幅広い介護予防事業の推進 	82
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① 生活困窮者自立相談支援事業 ② 家計改善支援事業 ③ 就労準備支援事業 ④ 住居確保給付金に関する相談・受付業務 ⑤ 生活福祉資金貸付事業 ⑥ 小口資金貸付事業 ⑦ 緊急食料等給付事業 ⑧ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑨ 法人後見事業 ⑩ 日常生活自立支援事業 (あすてらす) 	85
重点	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター事業 ② 各種相談事業の実施 	88

4 市の重点取組

基本理念の実現に向けて、地域の多様な主体が重層的に関わり、分野を超えた包括的な支援を推進することが重要となっていることから、以下を重点取組として位置付けます。

- 基本目標1－施策1－取組①「地域のつながりを大切にする意識の醸成」
- 基本目標1－施策2－取組①「地域活動への参加につながる情報の提供」
- 基本目標2－施策1－取組①「誰もが参加しやすい地域の場の充実」
- 基本目標2－施策3－取組①「身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備」
- 基本目標3－施策1－取組①「地域課題に取り組む多職種の連携体制の充実」
- 基本目標3－施策2－取組①「分野を問わない相談支援の充実」
- 基本目標3－施策4－取組①「就労や社会参加に課題を抱える若者等への支援の推進」

5 社会福祉協議会の重点事業

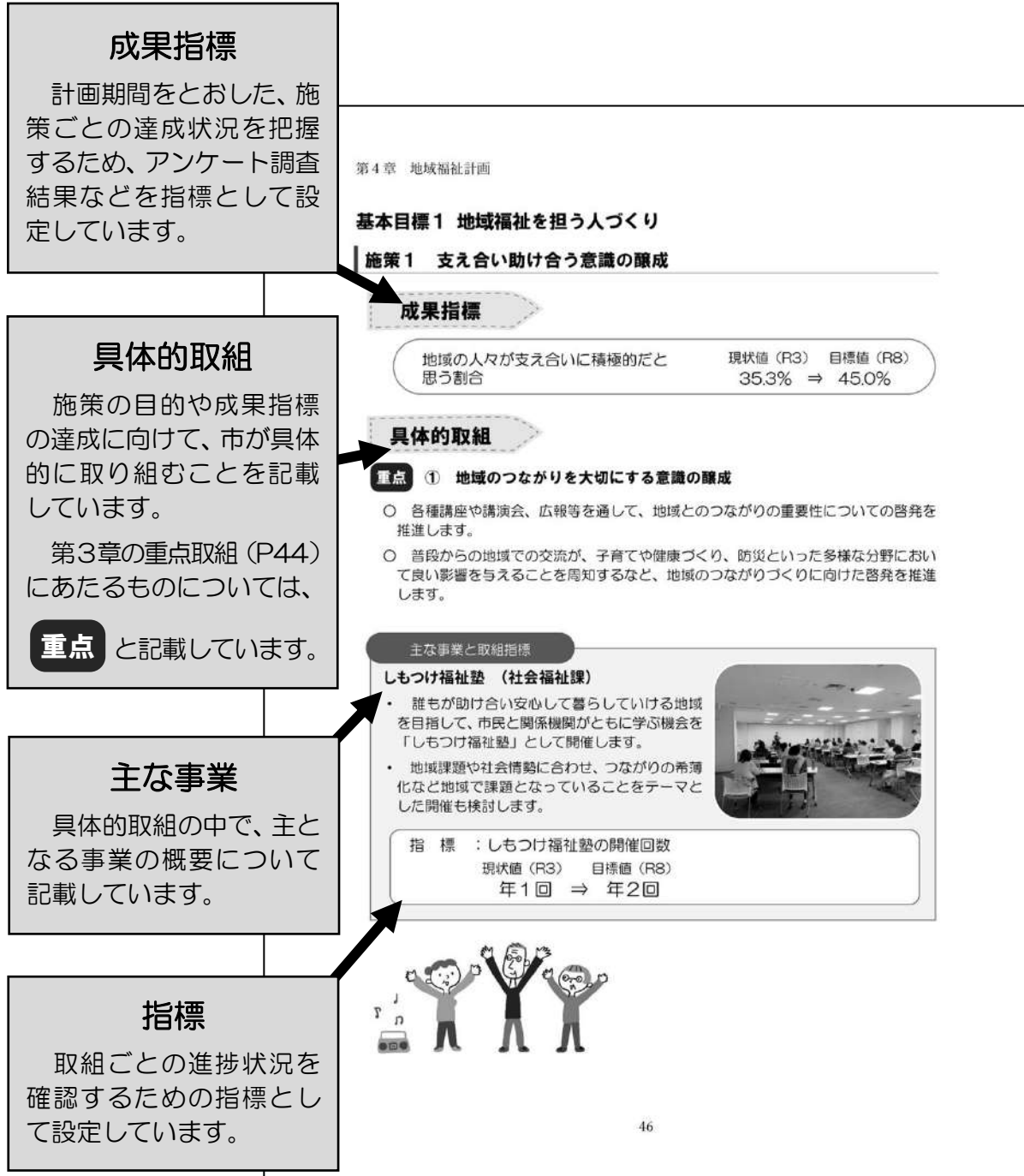
基本理念の実現に向けて、市民や関係団体が主体的に地域福祉に関わるまちづくりを推進するために、以下を重点事業として位置付けます。

- 基本目標1－施策1－事業①「しもつけふくしフェスタの開催」
- 基本目標1－施策2－事業①「ボランティアセンター機能の充実」
- 基本目標2－施策2－事業①「地区社協組織整備」
- 基本目標2－施策3－事業①「生活支援体制整備事業」
- 基本目標3－施策2－事業①「生活困窮者自立相談支援事業」
- 基本目標3－施策3－事業①「地域包括支援センター事業」

第4章 地域福祉計画



計画の見方



基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策1 支え合い助け合う意識の醸成

成果指標

地域の人々が支え合いに積極的だと思ふ割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
35.3% ⇒ 45.0%

具体的取組

重点 ① 地域のつながりを大切にする意識の醸成

- 各種講座や講演会、広報等を通して、地域とのつながりの重要性についての啓発を推進します。
- 普段からの地域での交流が、子育てや健康づくり、防災といった多様な分野において良い影響を与えることを周知するなど、地域のつながりづくりに向けた啓発を推進します。

主な事業と取組指標

しもつけ福祉塾（社会福祉課）

- ・ 誰もが助け合い安心して暮らしていける地域を目指して、市民と関係機関がともに学ぶ機会を「しもつけ福祉塾」として開催します。
- ・ 地域課題や社会情勢に合わせ、つながりの希薄化など地域で課題となっていることをテーマとした開催も検討します。



指 標 : しもつけ福祉塾の開催回数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
年1回 ⇒ 年2回



② 認知症や障がいについて学ぶ機会の充実

- 認知症の方やその介護者を地域全体で支えられるよう、認知症について学び、考える機会を充実させることで、正しい理解の促進を図ります。
- 障がいの有無に関わらず地域で活動できる社会を目指して、障がいのある方との交流機会の充実や、合理的配慮の提供を推進します。
- 障がい者等の地域における困りごとに気づき支えられる地域を目指して、ヘルプカードやヘルプマーク（68 ページ参照）といった取組に関する啓発を推進します。

主な事業と取組指標

認知症サポーター養成講座（高齢福祉課）

- ・ 認知症サポーター[※]養成講座を、一般市民や各種団体（学校や事業所、地域ふれあいサロン[73 ページ]など）を対象に実施します。
- ・ 認知症サポーターステップアップ講座を開催し、受講者をシルバーサポーターとして登録するとともに、「チームオレンジしもつけ」の結成につなげるなど、着実な普及啓発を図ります。

指 標 : チームオレンジしもつけ登録者数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 100 人 ⇒ 260 人

③ 多様性を認め合う意識の醸成

- 人権尊重の社会づくりを推進するため、講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。
- 身体的な性や自認する性、国籍などに捉われず、誰もが活躍できる地域社会を目指して互いに認め合う意識の醸成に向けた啓発を図ります。

主な事業と取組指標

市民人権講座・人権教育講演会（生涯学習文化課）

- ・ 人権週間の前後に人権に関する講座や講演会を行い、人権意識の醸成を図ります。
- ・ 社会情勢に沿ったテーマの設定や講師の選定により、幅広い世代に興味をもってもらえるような講演会を開催します。

指 標 : 市民人権講座の開催回数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 年1回 ⇒ 年1回以上

※ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のこと。

施策2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成

成果指標

地域福祉の推進に市民の参加・協力が
必要なことを知っている割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
38.8% ⇒ 50.0%

具体的取組

重点 ① 地域活動への参加につながる情報の提供

- 地域活動に参加しようとする方が、分かりやすく簡単に情報を得られるよう、ホームページ・窓口等における情報提供の充実を図ります。
- 地域活動参加に向けた情報を多様な媒体を通して発信することで、幅広い年代の参加を促します。

主な事業と取組指標

市民活動センター運営【新規】（市民協働推進課）

- ・ 自治体運営の原則などを定めた自治基本条例の基本理念である「市民との協働によるまちづくり」を推進するため、市内の地域課題解決を目的とした活動に取り組む団体等を総合的に支援する拠点施設として、令和4年度から市民活動センターを開設します。

指 標 ： 市民活動センターへの来館者数

現状値 (R3)

目標値 (R8)

令和4年度開設のため実績値無し ⇒ 年 24,000 人

〇〇 地域活動ってどんなこと？ 〇〇

地域活動と聞いても、具体的にどんなことを行っているか分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。下野市で行われている取組をいくつかご紹介します。

朝のラジオ体操

(大松山公園ラジオ体操愛好会)



健康づくりのためだけでなく、世代を超えた交流の場にもなっています。

ごみ回収中の見守り活動

(ふくろうプロジェクト)



ごみ回収業務中に見守りを行うことで、徘徊などの早期発見につなげます。

下野市市民活動支援サイト

「You がおネット」



市民活動支援サイトです。市民活動について様々な情報を得ることができます。

地域をより良くするためには、市民一人ひとりが「できることから」「できる範囲で」主体的に活動に参加し、助け合うことが重要です。他にも下野市にはたくさんの活動がありますので、ぜひ興味のある活動を見つけ、始めてみましょう。

② 地域活動に対する関心の醸成

- 「広報しもつけ」をはじめとした情報発信を通して、地域活動に関する情報提供の機会の充実を図ります。
- 各種イベント等において地域活動に関する情報発信を行うことで、地域活動の認知度向上を図ります。
- 寄附や募金を通して支え合う意識の醸成を図ります。

主な事業と取組指標

「広報しもつけ」への地域福祉に関する内容の掲載 (社会福祉課)

- ・ 「広報しもつけ」に地域共生社会に関する内容を掲載することで、情報提供の機会の充実を図ります。
- ・ 誰もが読みやすい広報紙の記事づくりを通して、情報提供の推進を図ります。



指 標 : 「広報しもつけ」への地域共生社会に関する内容の掲載回数

現状値 (R3) 目標値 (R8)

未掲載 ⇒ 年2回

③ 自治会に関する情報の提供

- 自治会に関する情報の提供を通して、自治会の認知度を向上させるとともに災害時や緊急時における地域のつながりなどのメリットを伝えることで、自治会の加入促進を図ります。
- 自治会活動に関する情報提供を通して、活動への参加者の増加及び各種活動の活性化を図ります。

主な事業と取組指標

自治会に関する情報の提供 (市民協働推進課)

- ・ 自治会の活動内容をホームページに掲載し周知を図ります。
- ・ 転入者に窓口で自治会加入案内を配付し、自治会に関する情報を提供します。

指 標 : 自治会への加入率

現状値 (R3) 目標値 (R8)

62.5% ⇒ 67.0%



施策3 地域で主体的に活動する人材の育成

成果指標

今後地域活動に取り組んでいきたい割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
15.7% ⇒ 25.0%

具体的取組

① 地域の様々な活動を通して支え合う人材の育成

- 地域の中で、活動の中心となる人材の育成を推進します。
- 地域活動を通じた支え合いを支援することで、身近な圏域で主体的に地域生活課題を把握し解決に向けて取り組むことのできる市民の育成を図ります。

主な事業と取組指標

ファミリー・サポート・センター事業 (こども福祉課)

- ・ ファミリー・サポート・センターは、会員による子育ての相互援助活動を行う組織です。依頼会員(子育ての手助けをして欲しい人)のニーズや条件にあった子育て支援ができるよう、提供会員(子育てのお手伝いをしたい人)の確保を図ります。



指 標 : ファミリー・サポート・センターの提供会員数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
67人 ⇒ 84人



② ボランティアで活躍する人材への支援

- ボランティア活動と人材のマッチングの充実を図るなどの環境整備を通して、ボランティア人材の確保・育成を目指します。
- ボランティア活動に関する講座等を通して、活動団体や活動者への支援を図ります。
- スポーツやまちづくりなど多様な分野で活躍するボランティア人材を支援します。

主な事業と取組指標

ボランティア等の育成及び活動とのマッチング（生涯学習文化課）

- ・ ボランティア入門講座や団体活動支援講座等を実施し、地域活動に主体的に関わるボランティア等を育成することで、活動へとつなげていきます。

指 標：生涯学習ボランティア自主企画講座の開催回数（5か年累計）
 現状値（H29～R3） 目標値（R4～R8）
 74 講座 ⇒ 80 講座

③ 自治会や地域コミュニティで活躍する人材への支援

- 自治会活動を推進する自治会長等の活動支援を図ります。
- 地域コミュニティの中で、身近な相談先として適切な支援へつなぐ役割を担う、民生委員・児童委員[※]の活動を支援します。
- コミュニティの活動に取り組むコミュニティ推進協議会長等の活動支援を図ります。

主な事業と取組指標

民生委員児童委員活動事業（社会福祉課）

- ・ 民生委員・児童委員を通して地域住民への相談援助や福祉サービスについての情報提供などを的確に行えるよう、研修会や勉強会を開催します。
- ・ 高齢者や障がい者への自宅訪問の際などに、カードやチラシを配布し民生委員・児童委員の役割や活動について周知を図ります。



指 標：民生委員・児童委員が受けた相談件数（5か年累計）
 現状値（H29～R3） 目標値（R4～R8）
 19,100 件 ⇒ 19,600 件

※ 民生委員・児童委員

民生委員とは、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、給与の支給はなくボランティアとして活動しており、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。それぞれが担当する区域において見守りを行いながら住民のさまざまな相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしている。

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策1 地域共生の場づくりの推進

成果指標

団体調査「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」の割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
32.1% ⇒ 20.0%

具体的取組

重点 ① 誰もが参加しやすい地域の場の充実

- 誰もが気軽に参加できる、対象を限定しない居場所の整備を目指します。
- 子どもと地域の方が交流できる場の充実を図ることで、世代間の交流を促進します。
- 認知症の方やその家族、閉じこもりがちの方などが地域とつながることができる場の充実を図ります。

主な事業と取組指標

分野を限定しない居場所づくり【新規】（社会福祉課）

- ・ 誰もが気軽に参加できる、対象を限定しない居場所づくりを通して、地域の様々な年代や属性の方同士のつながりづくりを図ります。

指標 : 分野を限定しない居場所数

現状値 (R3) 目標値 (R8)

未整備 ⇒ 1か所



② 地域で活動しやすい場づくりの推進

- 地域活動において利用しやすい場の充実を図ります。
- 地域資源を取り入れた団体活動の支援とあわせ、その成果を活かせる場の充実を図るなど、学習成果等を地域に還元する取組の支援を図ります。

主な事業と取組指標

学習成果を活かした地域での活躍の場づくり (生涯学習文化課)

- ・ 学校支援ボランティアをはじめ、市民やサークル・団体をもつ知識、経験、技能などを活用した様々な自主的な地域活動への支援を推進します。
- ・ 各種団体活動の成果発表の場の充実を図るとともに、学習成果の社会還元を推進するために必要な支援を行います。



指 標 : 各種団体活動の成果発表の場の開催
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 年1回 ⇒ 年1回以上

〇〇 地域共生社会の「支え手」「受け手」を超えた関係とは 〇〇

誰もが安心して住み慣れた地域において暮らせる「地域共生社会」の実現に向けては、支援の「支え手」「受け手」を超えた関係性を作ることが重要です。

例えば…



子どもたちの
見守り



趣味や特技を
活かして活躍

ご近所での
声掛け



地域に一步出れば、あなたも
地域共生社会の支え手です。
 できることからできる範囲で
はじめてみましょう。



「地域共生社会」についての説明は、1ページをご覧ください。

施策2 多分野の連携による活躍の場の創出

成果指標

取り組んでいる地域活動の割合

目標値 (R8)

以下の11種でいずれも増加

現状値 (R3)			
自治会の活動	62.6%	子ども会の活動	23.3%
PTAの活動	21.6%	ボランティア活動	17.8%
スポーツ団体の活動	13.2%	趣味等のサークル活動	9.8%
婦人会・女性会の活動	4.8%	地域サロン活動	4.6%
老人クラブの活動	2.7%	子育てサークルの活動	2.3%
NPO活動	2.1%		

具体的取組

① 多分野にわたる地域活動の活性化

- 地域コミュニティ活動や多世代交流、スポーツなど多分野にわたる市民の主体的な地域活動を支援します。

主な事業と取組指標

市民活動補助事業 (市民協働推進課)

- ・ 市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、それらの活動を支援します。
- ・ 地域コミュニティづくりや世代間交流、スポーツなど多分野にわたる活動について補助を行い、地域活動を促進します。



指標 : 市民活動補助事業の採択件数 (5か年累計)

現状値 (H29~R3)

目標値 (R4~R8)

66件

⇒

76件

② 地域資源を活かした地域活動の推進

- 文化財を活かした観光振興や、地域の特性を引き出す産業振興など、地域資源を有効活用した地域活動を支援します。

主な事業と取組指標

文化財愛護ボランティアの養成・活動支援 (文化財課)

- ・ 文化財を活かした地域づくりには、市民との協働が欠かせないことから、文化財観覧ガイド養成講座等を開催し、ボランティアの養成を図ります。



(文化財に光りをあてる(晃)という意味を込めて「観光」を「観晃」と表記しています)

指 標 : 文化財ボランティアの会員数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 65 人 ⇒ 75 人

③ 生涯学習分野と連携した地域福祉の推進

- 福祉教育や地域資源を活かした教育等の充実を図るため、地域の人材を活用した、学校及び地域での教育の取組を推進します。
- 地域に関われた学校運営の推進等を通して、地域と学校の連携を推進します。
- 学校と家庭以外での教育を担う社会教育団体の活動を支援します。

主な事業と取組指標

社会教育関係団体の支援 (生涯学習文化課)

- ・ 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施し、その効果が期待できる団体を社会教育関係団体として、補助金交付や自主活動の後方支援を行います。

指 標 : 補助対象となる社会教育団体数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 2 団体 ⇒ 2 団体以上

〇〇 社会教育団体の活動を紹介します 〇〇

下野市では多くの社会教育団体が地域で活動しています。ここでは、その一部をご紹介します。

エンジェル国分寺

地域の安全に寄与するため、主に毎週金曜日の夕方、自家用車に青色回転灯を装備してパトロール活動を実施しています。

下野市青少年育成市民会議

子どもの健全な発達・育成に寄与するため、市民総ぐるみの運動として、横断旗の整備や児童表彰の支援を実施しています。

施策3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現

成果指標

地域で課題を抱える世帯があるか
「わからない」の割合

現状値 (R3)	目標値 (R8)
49.3%	⇒ 40.0%

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと
思う割合

現状値 (R3)	目標値 (R8)
26.9%	⇒ 35.0%

具体的取組

重点 ① 身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備

- 日常生活圏域等の住民に身近な圏域の中で、生活課題を把握し解決に向けた検討を行う、分野横断的な体制を整備します。

主な事業と取組指標

生活支援体制整備事業（高齢福祉課）

- ・ 地域包括支援センター^(※1)との連携を強化し、個別ケースからみえてくる地域課題の把握と解決に必要な社会資源の開発を検討します。
- ・ 第1層^(※2)協議体^(※3)の委員である関係機関との協力、協議を通じて資源開発等に取り組みます。
- ・ 地域資源の情報収集を通して、第2層^(※2)生活支援コーディネーター^(※4)の地域への関わりの強化を図ります。



指 標 : 第2層生活支援コーディネーターの地域活動回数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
年 80 回 ⇒ 年 180 回

※1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等の調整を行い、高齢者の生活を総合的に支える機関。

※2 第1層・第2層

第1層とは市全域を、第2層とは身近な生活圏域である石橋・国分寺・南河内の3地区を指す。本計画で取り扱う圏域の整理については、4ページを参照。

※3 協議体

下野市生活支援体制整備事業実施要綱に基づく地域の課題解決に向けた会議体。

※4 生活支援コーディネーター

地域の課題解決に向けて、資源開発やネットワーク構築などを行う役割を担う。

② 課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実

- 緊急時や日常生活で困った時に支援が必要な高齢者や、心の健康について支援が必要な方を、見守り支援する地域のネットワークを充実します。
- 日常的な地域の声掛けを推進することで、地域課題を早期に発見・解決できるよう支援します。

主な事業と取組指標

高齢者見守りネットワーク（高齢福祉課）

- ・ 地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図ります。
- ・ 事業推進研修会を毎年度開催します。
- ・ 自治会と連携を図るなど、地域全体で見守る基盤づくりを推進します。



指 標 : 高齢者見守りネットワーク協定事業所数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 27 事業所 ⇒ 35 事業所

③ [再犯防止推進計画] 犯罪をした人等の社会復帰を支える取組の充実

- 犯罪をした人等の社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。
- 犯罪をした人等の社会復帰を支援するための、就労・地域参加等を含めた総合的なサポート体制について検討します。

主な事業と取組指標

社会を明るくする運動（社会福祉課）

- ・ 保護司、更生保護女性会を中心に関係機関で構成された「社会を明るくする運動推進委員会」と連携し、街頭での周知活動や講演会、学校訪問等を通して、更生保護の啓発活動を推進します。



指 標 : 更生保護に関する啓発活動の実施回数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 年1回 ⇒ 年1回以上

施策4 安全・安心な地域の推進

成果指標

災害時、緊急時の協力体制ができていないと思う割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
22.4% ⇒ 10.0%

具体的取組

① 地域における防災力の強化

- 防災訓練の実施や自主防災組織の設立・活動支援等を通して、地域防災力の強化を図ります。

主な事業と取組指標

自主防災組織の設立及び活動に対する支援（安全安心課）

- ・ 災害発生時に住民同士が助け合う「互助・共助」を円滑に行うため、主に自治会を最小単位とした自主防災組織の設置を促進し、また、自主防災組織が行う研修や訓練などに対し支援を行います。
- ・ 平成23年度に制定した下野市自主防災組織活動補助金の交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付します。



指標：自主防災組織数

現状値 (R3) 目標値 (R8)
11 団体 ⇒ 20 団体

〇〇 ご存じですか？ 下野市のハザードマップ 〇〇

下野市では、鬼怒川、田川、田川放水路、黒川、思川、姿川、武名瀬川、新川及び江川のそれぞれの河川について浸水想定区域をシミュレーションし、ハザードマップを公開しています。

大雨に備えて、ご自宅の周りや避難所までの避難経路の浸水リスクを確かめておきましょう。

地図は安全安心課窓口（下野市役所2階）、公民館、図書館で配布している他、インターネットでも公開しています。



② 誰もが安心して暮らせる都市基盤の整備

- 通学路をはじめとした道路環境の整備を推進します。
- 誰もが生活しやすいバリアフリーのまちづくりを推進します。

主な事業と取組指標

通学路安全対策の推進（安全安心課・教育総務課）

- ・ 「下野市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察署・道路管理者・教育委員会等が一堂に会し、危険個所の情報共有化や計画的な整備の進行管理に努めます。
- ・ 登下校時の交通事故や犯罪などから子どもたちを守るため、学校関係者や保護者、地域の人的資源を活かしたスクール・ガードによる支援や教育委員会等による青色防犯パトロール（自動車に青色回転灯を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロール）を実施します。



指 標：スクールガードボランティア数（教育総務課）
 現状値（R3） 目標値（R8）
 487人 ⇒ 490人

③ 福祉に関する情報提供

- 広報紙やインターネットなどを活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようサービス内容の周知徹底を図るとともに、誰もが理解できるようにわかりやすい情報提供を行います。

主な事業と取組指標

保健福祉ガイドブックの発行（社会福祉課）

- ・ 各種福祉サービスや健康・福祉・育児等に関する情報について、内容や相談窓口等をわかりやすく紹介します。

指 標：保健福祉ガイドブックの発行または改訂回数
 現状値（R3） 目標値（R8）
 年1回 ⇒ 年1回以上



基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供

成果指標

様々な悩みや困難を抱える方にとって
暮らしやすいまちだと思える割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
44.8% ⇒ 55.0%

具体的取組

重点 ① 地域課題に取り組む多職種の連携体制の充実

- 多分野の福祉関係者等による、地域課題の解決を目指した会議等を開催します。

主な事業と取組指標

多機関協働事業【新規】（社会福祉課）

- ・ 包括的に受けた相談の中で、課題が複雑化しているなど解決が困難なケースについて、関係者や関係機関の役割を整理し、支援のプランや方向性を検討することで、多機関による連携のもと解決に向けて取り組めるように調整を行う役割を担います。

指 標 : 地域課題解決に向けた多機関協働による会議の開催回数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
未実施 ⇒ 年6回

② 包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進

- 連携に必要なスキルやノウハウの普及に向けた研修の実施等を通して、多分野の福祉関係者等の連携を推進します。

主な事業と取組指標

多職種研修の実施（高齢福祉課）

- ・ 多職種が医療・介護連携をはじめ多様な地域課題への対応に向けた、スムーズな連携、相互の専門性や役割を学ぶ機会として、多職種研修会を開催します。

指 標 : 多職種研修会の延べ参加者数（5か年累計）
現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8)
2,100人 ⇒ 3,000人

③ 福祉分野の連携による分野横断的な支援の提供

- 福祉分野の連携により、高齢・障がい・子どもなどの複数の分野にまたがる課題や、従来の縦割りの仕組みでは対応が難しい課題を抱える方への支援を提供します。

主な事業と取組指標

地域ケア会議事業（高齢福祉課）

- ・ 地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議の開催を通して、個別課題へのマネジメントの充実を図ります。
- ・ 地域ケア推進会議を通して、地域課題を確認し、社会資源の創出や政策形成へとつなげます。

指 標 ： 地域ケア推進会議の開催回数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 年1回 ⇒ 年1回以上

○○ 地域ケア会議で取り組んでいること ○○

本市では、地域ケア会議として以下の3種類の会議を開催しています。

① 地域ケア個別会議

個別ケースについて、地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行うことにより、個別課題の解決を目指して開催しています。支援者が支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース等の支援方法について検討します。

② 地域ケア推進会議

地域課題やニーズを整理し、地域づくりや資源開発、政策形成につなげていくことを目的として開催しています。地域ケア個別会議において把握した個別課題から、市全体における地域課題の抽出を図り、必要な社会資源の把握・創出を推進します。

③ 自立支援型地域ケア会議

介護支援専門員が作成したケアプランの内容等について、分野の異なる専門職を交えて検討します。サービス利用者が自身の希望する生活を自己決定しながら、自分らしい生活を維持・継続していくことを目指して開催しています。



施策2 総合的な相談体制の充実

成果指標

相談や手助けが必要なときに
頼みたいと思う割合

目標値 (R8)
以下の7種でいずれも増加

現状値 (R3)			
市役所の窓口や職員	21.3%	地域包括支援センター	13.2%
社会福祉協議会	6.8%	地域子育て支援センター	4.8%
民生委員・児童委員	4.1%	障がい児者相談支援センター	3.5%
自治会長	3.4%		

具体的取組

重点 ① 分野を問わない相談支援の充実

- 誰もが必要な支援を受けられるよう、分野を問わない相談体制の整備を図ります。
- 相談窓口に関する周知を図ります。

主な事業と取組指標

分野を問わない相談体制の整備【新規】（社会福祉課）

- ・ 相談する方の属性、世代、相談内容に関わらず相談を受け止める体制を整備します。
- ・ 受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については多機関協働事業（60 ページ参照）につなぐことで解決を図ります。

指 標 : 分野を問わず相談を受け止める体制の整備

現状値 (R3) 目標値 (R8)

未整備 ⇒ 整備

② 個別分野における相談支援の強化と連携

- 高齢・障がい・子ども等の各分野における専門的な相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要に応じて多分野が連携した総合的な支援につなげられる仕組みづくりを推進します。

主な事業と取組指標

障がい児者相談支援センター運営（社会福祉課）

- ・ 障がいのある方はもちろんのこと、その家族、または生活を支援している方などにとっての地域の相談窓口となります。
- ・ 定期的なケース検討会議を開催するほか、複雑化したケースなどにおいては、相談支援事業所への指導・助言を行います。

指 標：相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数
 現状値（R3） 目標値（R8）
 年6件 ⇒ 年12件

どんな相談ができるの？

【例1】障がいのある方		【例2】障がいのあるお子さんがいるご両親	
① 働きたいなあ… でも、働けるかなあ？	② 下野市障がい児者相談支援センターに相談 行ってみよう！ 9番窓口へ	① 親なさいと、この子は大丈夫だろうか	② 下野市障がい児者相談支援センターに相談 相談したいのですが 〇日の△時はいかがでしょうか ご自宅にお伺いすることもできますよ
③ 障がい者求人探し方は… 福祉サービスを使って、訓練する方法もあります 他にも… なるほどー	④ ひとりではまわって下さいね 気が楽になった なんとなく、先が見えてきそう	③ 心配ですね 例えばヘルパーさんを使うと… 金銭管理してくれるサービスは… 他にも… へー知らなかった	④ 一緒に考えていきましょう 親だけで福まなくていいんだ 少しずつ準備していこう

主な事業と取組指標

地域包括支援センター運営（高齢福祉課）

- ・ 相談窓口としての周知の推進や、困難事例についての検討、介護予防ケアマネジメント^(※)の推進等を通して、相談支援の充実を図ります。

指 標：総合相談件数（5か年累計）
 現状値（H29～R3） 目標値（R4～R8）
 73,000件 ⇒ 85,000件



※ ケアマネジメント

支援を必要とする人のニーズを満たすため、各種保健福祉サービスや地域のボランティア活動などが総合的・一体的に提供されるように調整すること。

施策3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実

成果指標

生活困窮者自立支援制度を知っている割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
7.6% ⇒ 20.0%

具体的取組

① 分野横断的な生活困窮者支援の推進

- 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題について、相談支援や経済的支援など様々な支援を一体的に行うことで、自立に向けた支援を図ります。
- 子どもの貧困は、次の世代への貧困の連鎖が懸念される^(※)ことを踏まえ、教育・住宅・就労などを含めた一体的な支援により、世帯の自立及び子どもの成長を支援します。

主な事業と取組指標

生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）

- ・ 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことで自立した生活に向けた支援を行います。

指標：各種広報紙への制度の周知に関する内容の掲載回数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
未掲載 ⇒ 年2回

② 自殺対策の推進

- 地域の多様な主体の連携や、常日頃からの隣近所のつながりの構築により、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指します。
- 専門的人材による地域ネットワークの構築や、地域で見守るゲートキーパー（命の門番）の育成を通して、地域全体で悩みを抱える方に寄り添うまちづくりを推進します。

主な事業と取組指標

地域自殺対策ネットワーク協議会（健康増進課）

- ・ 関係機関並びに民間団体等とネットワークづくりを行い、自殺対策計画に基づいた各種施策の進捗状況の評価・検討を行います。

指標：自殺者数（5か年累計）
現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8)
38人 ⇒ 0人

③ 虐待やいじめなどあらゆる暴力の防止

- 身体的・心理的・性的・経済的な虐待やネグレクト（育児・介護等の放棄）など、あらゆる暴力の根絶を目指すため、見守りや相談支援の充実を図ります。
- すべての児童生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、いじめ防止のための取組を推進します。
- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待をはじめとしたあらゆる暴力を防止するため、見守りネットワークの充実を図ります。
- 福祉サービス事業所等への支援や指導により、事業所における虐待の防止を図ります。

主な事業と取組指標

養育支援家庭訪問事業（こども福祉課）

- ・ 養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、児童虐待の防止や育児不安の解消などを目的としてヘルパーや保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

指 標 : 養育支援家庭への訪問回数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 年 350 回 ⇒ 年 350 回

④ 地域の災害対策への支援の推進

- 地域の災害対策に対して、情報提供や避難行動要支援者の把握など、全市的な支援を推進します。

主な事業と取組指標

避難行動要支援者支援事業（高齢福祉課・社会福祉課）

- ・ 障がい者や高齢者など、災害時や緊急時に自力で避難することが困難な方々に対する支援活動及び安否確認をスムーズに行えるよう、対象者の同意に基づいた登録制の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成します。

指 標 : 避難行動要支援者名簿への登録者数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 4,600 人 ⇒ 5,000 人

※ 次の世代への貧困の連鎖について

親の貧困は子どもの貧困へとつながるといわれている。生まれ育った環境によって子どもの教育や健康に格差が生じ、その子どもが成人したときに再び貧困に陥るといった連鎖を断ち切るためにも、現在進行形の貧困への対応とともに、将来を見据えた支援を行う必要がある。

施策4 誰もが活躍できる環境の整備

成果指標

就労または地域活動のいずれかをしている人の割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
78.0% ⇒ 90.0%

具体的取組

重点 ① 就労や社会参加に課題を抱える若者等への支援の推進

- 誰もが活躍できる社会の実現に向けて、就労や地域活動等に課題を抱える若者等の社会参加を支援します。

主な事業と取組指標

参加支援事業【新規】（社会福祉課）

- ・ 就労、住まい、学習など多様な形での社会とのつながりや参加の支援を行います。
- ・ 既存の仕組みでは支援が難しい、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方への参加支援について検討を推進します。

指 標 : 就労や社会参加につながる新たな仕組みの整備
現状値 (R3) 目標値 (R8)
未整備 ⇒ 整備

② 高齢者・障がい者等の就労支援の推進

- 高齢者・障がい者等の就労支援を通して、生きがいづくりや活躍の場の創出を図ります。

主な事業と取組指標

就労移行支援事業（社会福祉課）

- ・ 一般企業等への就労を希望する障がい者を対象とし、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

指 標 : 福祉施設から一般就労への移行者数
現状値 (R3) 目標値 (R8)
年1人 ⇒ 年2人

③ 移動支援の推進

- デマンド交通や福祉タクシーをはじめとした移動支援サービスの提供を通して、高齢者や障がい者、移動手段のない方などが、地域での集いや活躍の場へと移動するための手段を確保します。
- 市内の交通機関について、広報等による周知を推進します。

主な事業と取組指標

デマンド交通事業（安全安心課）

- ・ 乗合タクシー等を運行することにより、自宅から公共施設等への移動手段の確保を図ります。
- ・ AI（人工知能）を活用した配車システムの活用等により、効率的な運行を実施します。



指 標 ： デマンド交通の延べ利用者数
 現状値（R3） 目標値（R8）
 年 19,127 人 ⇒ 年 23,500 人

○○ デマンド交通の使い方 ○○

下野市デマンド交通 おでかけ号 とは…

下野市の乗合タクシーです。ご予約に応じて、ご自宅や公共施設などへお迎えに行きます。途中、他の利用者様にも乗車いただきながら、目的地まで運行します。

運行日等	
運行日	月～土曜
運行時間	午前8時～午後6時
運行範囲	下野市全域
※日曜・祝日及び年末年始(12/30～1/3)は運休	

ご利用料金	
【ご利用条件：下野市内在住者】	
中学生以上	300円(1回)
小学生	200円(1回)
未就学児	無料(保護者同伴条件)


- 電話またはWEBサイトでご予約いただけます。
- ご利用には、事前（1週間程度）の登録が必要です。電話・FAX・窓口・メールにて申請が可能です。
- 詳細は電話でお問い合わせいただくか、右の二次元コードからご確認ください。
 （安全安心課 TEL：0285-32-8894）




〇〇 障がいに関するシンボルマーク 〇〇

障がいのある方に対応した施設であることや、障がいのある方が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるための様々なマークがあります。


一人ひとりが障がいのことを正しく知り、障がいの有無に関わらず互いを尊重し合える社会を目指して、これらのマークを見かけたら適切な配慮ができるよう心がけましょう。




ヘルプカード (下野市)
障がいのある方が、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方にお願ひしやすくするためのカードです。緊急連絡先やかかりつけ医、健康状態等が記載されています。




ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。栃木県でも平成29年8月1日からこのマークを導入しています。(栃木県)




おもしろい駐車スペース利用証
店舗や病院などに設けられている、障がい者や妊産婦などのための駐車スペースを利用できる方であることを明らかにするため、栃木県で共通の利用証を交付する「おもしろい駐車スペースつぎつぎ事業」を実施しています。(栃木県)




身体障がい者マーク
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。(警察庁)




障がい者のための国際シンボルマーク
障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。車いすを利用する方に限らず、全ての障がい者を対象としています。(財団法人日本障害者リハビリテーション協会)




聴覚障がい者マーク
聴覚障がいがあることを理由に免許の条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。(警察庁)




視覚障がい者のための国際シンボルマーク
世界盲人会連合で1984年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。(社会福祉法人日本盲人福祉委員会)




ほじょ犬マーク
盲導犬、介助犬、聴導犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法が施行され、補助犬は公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも同伴することができるようになりました。(厚生労働省)




耳マーク
聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が聞こえに不自由があることを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。(社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)



オストメイトマーク
人工肛門・人口膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。(社団法人日本オストミー協会)



ハート・プラスマーク
「身体内部に障がいがある方」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。(特定非営利活動法人ハート・プラスの会)



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク
白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合)

第5章 地域福祉活動計画



計画の見方

私たちが取り組むこと
 施策の推進に向けて、市民や団体・事業者に取り組んでいただきたいことについて記載しています。

住民懇談会の意見
 深めるチーム・広げるチーム両方での意見のうち、「私たちが取り組むこと」にあたる内容となるものを抜粋して記載しています。

社会福祉協議会が取り組むこと
 施策の目的や成果指標の達成に向けて、社会福祉協議会が取り組むことを記載しています。
 第3章の重点事業（P44）にあたるものについては、**重点**と記載しています。

事業名・事業概要・目標の内容
 施策に該当する具体的な事業名・事業の概要・事業ごとの目標の内容について記載しています。

成果指標
 計画期間をとおした、施策ごとの達成状況を把握するため、アンケート調査結果などを指標として設定しています。

第5章 地域福祉活動計画

施策3 相談支援体制の充実

成果指標

（団体調査）地域課題「地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない」の割合
 現状値（R3） 目標値（R8）
 23.2% ⇒ 10.0%

私たちが取り組むこと

- 適切な相談支援を受けられる地域づくりを進めます。
 - ・ 地域にある相談窓口や機関を把握し、必要になったときは利用します。
 - ・ 日頃から地域のつながりを大切に、支援を必要とする方が身近にいたときには声をかけて相談窓口へとつなぎます。

住民懇談会の意見

- ・ 自分や家族、地域の人が困っていることを、市の職員や近所の人などに話してみる。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の中で誰もがが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。

事業名	重点 ① 地域包括支援センター事業（市受託事業）
事業概要	地域で暮らし高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・介護・医療・予防・生活支援などを総合的に支えるため、関係機関との連絡調整を行います。
目標の内容	地域での活動を通して広報啓発に努めるとともに、様々な関係者と密接な連携を図っていきます。 指標 ：各種広報紙等への地域包括支援センター事業の周知に関する内容の掲載回数 現状値（R3） 目標値（R8） 年5回 ⇒ 年6回以上
事業名	② 各種相談事業の実施
事業概要	日常生活のあらゆる悩み事の相談に応じるため、心配ごと相談所事業や、無料法律相談（市受託事業）を実施し、適切な助言・援助を行うことで市民の福祉の増進を図ります。
目標の内容	さらなる事業の普及や利用の促進を図るとともに、相談者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

指標
 一部事業について、数値での指標を掲載しています。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策1 地域福祉への理解と啓発

成果指標

地域活動に取り組んでいる割合

現状値 (R3) 23.6% 目標値 (R8) ⇒ 30.0%

私たちが取り組むこと

- **地域で行われるイベント等に興味をもち、積極的に参加します。**
 - ・ 普段から地域活動に積極的に参加している方も、普段は地域とのつながりが薄い方も、イベントなどに参加して、地域活動に関する情報を入手します。
 - ・ イベントの開催にあたっては、より多くの方に参加してもらえるよう周知に努めます。
- **地域福祉への関心を高め、情報を積極的に入手します。**
 - ・ 広報を読んだり、市役所や社会福祉協議会のチラシを読んだりして、地域活動に関する情報を入手します。
 - ・ 社会福祉協議会のホームページや、下野市市民活動支援サイト「Youがおネット」など、インターネットを活用して、積極的に情報を集めます。
 - ・ 入手した地域活動に関する情報や、参加している地域活動に関する情報について、ご近所のつながりや SNS など話題に出して、活動の輪を広げます。

住民懇談会の意見



- ・ 地域の人とあいさつができる関係性から、さらに一歩踏み込んでイベント等に参加してみる。
- ・ 広報しもつけやしもつけ社協だよりを読む。



しもつけふくしフェスタの様子

社会福祉協議会が取り組むこと

- 市民の主体的な地域活動への参加に向けて、イベントや情報提供を通じた啓発活動に取り組めます。

事業名	重点 ① しもつけふくしフェスタの開催
事業概要	「しもつけふくしフェスタ」における、ボランティア活動・社会福祉協議会事業等のPRや、人と人とのふれあいの場の提供を通して、市民の地域福祉に対する理解を深め、地域福祉活動が充実したあたたかいまちづくりを目指します。
目標の内容	<p>しもつけふくしフェスタ検討委員会を開催し、内容の充実や見直しを図りながら、地域福祉に関する興味や関心を高める場として、魅力あるイベントとします。</p> <p>また、子どもからお年寄りまでの世代間交流や障がいのある方たちとの心のふれあいを通じ、地域福祉に関する市民意識や、思いやりの心の育成を図ります。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>指 標 : しもつけふくしフェスタ来場者数</p> <p>現状値 (R3) 目標値 (R8)</p> <p>年 1,600 人 ⇒ 年 1,800 人以上</p> </div>

事業名	② しもつけ福祉大会の実施
事業概要	市内の地域福祉関係者及び多くの市民が地域における互助の意識の高揚を図り、地域福祉活動への理解を深めることを目的に実施します。
目標の内容	講演会及びシンポジウム等を開催し、市民が地域に関心をもち福祉について考える機会を提供します。

事業名	③ 広報紙、ホームページなどでの情報発信
事業概要	市民の地域福祉事業に対する理解や福祉活動への参加を得るため、積極的な広報・啓発活動を実施します。
目標の内容	広報紙、ホームページ、FM ゆうがお、報道機関及び SNS などを活用し、幅広い世代の方へ地域福祉に関する情報提供に努めます。また、障がいのある方への音訳 CD や点字広報紙等の提供も行います。

施策2 地域福祉を支える人材の育成

成果指標

(団体調査) 地域の活動が活発でない割合 現状値 (R3) 目標値 (R8)
28.6% ⇒ 10.0%

私たちが取り組むこと

- **ボランティア活動や地域の交流、集いの場等に参加します。**
 - ・ ボランティアや地域活動のきっかけづくりとして、講座や講習会に参加します。
 - ・ ボランティアに興味をもち、ボランティアセンターで情報を入手します。
 - ・ ボランティア活動の運営にあたっては、ボランティアセンターのマッチングなどを活用し、できるだけ多くの方が参加できるよう意識します。
- **福祉教育に協力し、地域の子どもたちに福祉の心を受け継いでいきます。**
 - ・ 日頃のあいさつや声掛けを通して、地域で支え合う心を子どもたちに受け継いでいきます。
 - ・ 多世代の交流や、福祉教育のイベントに参加します。

住民懇談会の意見



- ・ 参加したい地域活動を見つけたら、周りの友人に声をかけて、一緒に参加してみる。
- ・ 自分から、どんな人が活動しているのかやどんなボランティアが行われているのか調べてみる。
- ・ ボランティアをする人が興味のあることを続けられるよう、困っていないか、声をかける。
- ・ 特技を活かしたボランティアをしてみる。
- ・ サロンに出席したり、集会に協力したりする。
- ・ あいさつの大切さを子どもたちに伝えていく。



サロンボランティア養成講座の様子

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域活動への参加のきっかけづくりや機会の提供、地域活動に参加しやすい環境づくりを行うことで、地域福祉を支える人材の確保・育成を図ります。

事業名	重点 ① ボランティアセンター機能の充実
事業概要	ボランティアに関する情報提供や参加の促進といった様々な支援のため、活動の相談、紹介、連絡調整、福祉教育の推進、情報提供及びボランティア保険の手続き等を行い、ボランティア活動の充実と促進を図ります。
目標の内容	<p>ボランティアに関する情報を発信するとともに、ボランティアの養成を推進し、ボランティアセンター機能のさらなる充実に努めます。</p> <p>指 標 : ボランティア登録者人数 (5か年累計)</p> <p>現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8)</p> <p>9,234 人 ⇒ 9,300 人</p>

事業名	② ボランティア講座等での人材育成
事業概要	ボランティア団体等の活性化を目指し、新たな担い手として、地域で助け合い、支え合えるボランティアの人材育成を図るため、各種講座を開催します。
目標の内容	各種講座（手話、傾聴、サロン、点字及び音訳など）の内容の充実を図り、ボランティアの確保に努めます。

事業名	③ 地域ふれあいサロンの充実（市受託事業）
事業概要	地域住民やボランティアと一緒に、仲間や生きがい・交流の場をつくる地域ふれあいサロンについて、継続的支援や新規開設を促すなど、サロン活動の活性化や、地域の担い手になるボランティアの育成に努めます。
目標の内容	<p>サロン参加者やボランティア活動者の確保に努め、健康の維持増進と事業内容の充実を図れるよう支援します。</p> <p>指 標 : 地域ふれあいサロン新設数</p> <p>目標値 (R8)</p> <p>年間3か所以上</p>

第5章 地域福祉活動計画

事業名	④ ふくし移動講座の開催
事業概要	身近な地域や学校・企業等を対象に、地域福祉の理解や関心を高めるために福祉学習プログラムを提供します。
目標の内容	福祉への理解を深めてもらうため、講座内容の充実と周知に努め、福祉教育を推進します。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指 標 : 移動講座延べ開催回数 現状値 (R3) 目標値 (R8) 年 43 回 ⇒ 年 50 回以上</p> </div>

事業名	⑤ 親子ふれあい事業
事業概要	親子一緒に福祉を学び、思いやりの心を育てることを目的に、福祉に関するイベントを開催します。
目標の内容	親子で様々な体験をしながら、福祉について学ぶ機会を提供することで、関心を高めます。

事業名	⑥ 児童生徒への福祉活動費助成事業
事業概要	市立学校と高等学校を対象に、福祉・ボランティア活動のための費用を助成し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。
目標の内容	児童・生徒の福祉への理解と関心を高め『思いやりの心』『ともに生きていく心』を育みながら、福祉教育の充実を図ります。

事業名	⑦ ジュニアふくし体験
事業概要	次世代を担う小学校及び義務教育学校の4・5・6学年を対象に、福祉やボランティア活動への関心をもてるよう、様々な体験や学ぶ機会を提供します。
目標の内容	関係機関と連携し、子どもたちが福祉について興味をもち、さらに理解が深められるよう、体験内容の充実を図ります。

事業名	⑧ 災害ボランティア養成講座
事業概要	災害時におけるボランティア活動の基礎的な知識と役割を学び、災害ボランティアについて理解を深め、地域での災害時に備え、助け合いの意識を高めることを目的に開催します。
目標の内容	ボランティア活動者の確保と育成に努めます。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指 標 : 養成講座受講者数 (5か年累計) 現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8) 107 人 ⇒ 150 人以上</p> </div>

施策3 支え合い助け合いの気持ちの啓発

成果指標

地域の人々が助け合いや支え合いに積極的だと思う割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
35.3% ⇒ 45.0%

私たちが取り組むこと

- 寄附等の支え合い活動に参加します。
 - ・ 私たちの住む地域が暮らしやすくなるよう、一人ひとりが助け合う気持ちを持ちます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 募金運動等の実施により、支え合い助け合いの気持ちを啓発します。

事業名	① 赤い羽根共同募金運動 ^(※) の実施
事業概要	地域福祉事業を展開するため、各世帯を対象にした戸別募金や法人・事業所の募金、街頭募金、学校募金及び職域募金など幅広く実施します。
目標の内容	各募金活動及び百貨店プロジェクト事業等の推進を図り、地域福祉活動・事業の財源に活用するとともに、事業内容のさらなる充実を図ります。



赤い羽根共同募金運動の様子

※ 赤い羽根共同募金運動

戦後、民間の社会福祉施設などで行われていた募金活動を社会福祉法に規定し制度化したもので、現在ではさまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の支援に用いられる。

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策1 地域住民の交流促進

成果指標

(団体調査) 地域課題「隣近所との交流が少ない」の割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
41.1% ⇒ 30.0%

私たちが取り組むこと

- **地域の方同士で交流する機会に参加します。**
 - ・ 地域の人々が顔を合わせる催し物や地元のおまつり、伝統行事などに参加し、親睦を深めます。
- **障がい者や高齢者等と交流する機会に参加します。**
 - ・ 障がい者や高齢者との交流を通して、理解を深めるとともに、誰もが同じ地域の仲間として個性を発揮しながら活躍できる地域づくりを進めます。

住民懇談会の意見



- ・ 若者と地域がつながるイベントについて、SNSで広報してつながりを広げていく。
- ・ ラジオ体操などの地域のコミュニティに友達と参加してみる。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の多様な住民の交流に向けて、誰もが参加できる機会を創出します。

事業名	① ふれあいふくし運動会（市共催事業）
事業概要	子どもや高齢者、障がい者がともにスポーツ活動に参加することで、健康を維持し親睦や交流を深められるよう、民生委員・児童委員の協力を得て「ふれあいふくし運動会」を開催します。
目標の内容	関係機関と連携し事業内容のさらなる充実や、参加団体の拡大を図ります。

事業名	② 障がい児者交流事業
事業概要	障がい児者とその家族を対象に、民生委員・児童委員やボランティアの協力を得ながら、レクリエーションやゲーム等を通じて交流と親睦を深めることを目的に実施します。
目標の内容	障がいのある方たちの情報交換や交流の場を提供するため、内容の充実を図ります。

事業名	③ 花まつり招待事業（市観光協会共催）
事業概要	民生委員・児童委員や花まつり出店会の協力を得て、市内の福祉施設利用者を天平の花まつり ^(※) に招待し、地域との交流と親睦を図ります。
目標の内容	市観光協会と連携し、事業内容のさらなる充実を図ります。



障がい児者交流事業の様子

※ 天平の花まつり

天平の丘公園内の花広場を中心とした花まつりで、下野市春の風物詩。淡墨桜をはじめ、八重桜、山桜、枝垂桜と多種多様の桜があり、長期間に渡り桜の花を楽しむことができる。

施策2 地域福祉活動の支援

成果指標

(団体調査) 他の団体や機関と交流や連携、協力関係がある割合

現状値 (R3)	
社会福祉協議会	58.9%
ボランティア団体	35.7%

目標値 (R8)
左記の3種で
いずれも増加

私たちが取り組むこと

○ 地区社協の活動に興味をもち、参加します。

- ・ コミュニティづくり、イベントの開催及び地域防災体制のつなぎ役など、多様な役割を担って地域に貢献する地区社協の活動に興味をもち、活動に参加します。

住民懇談会の意見



- ・ 地域活動を行う組織づくりに参画する。



地区社協活動の様子 (東方台地地区 七夕飾り交流)

社会福祉協議会が取り組むこと

- 団体等への支援を通して、市民の主体的な活動による地域コミュニティの形成を促進します。

事業名	重点 ① 地区社協組織整備
事業概要	住民参加による地域福祉活動を通して、地域のふれあいを高めながら自分たちの住む地域の福祉課題を「住民同士の助け合い」によって解決していけるよう福祉コミュニティづくりを推進します。
目標の内容	<p>地域コミュニティ推進協議会^(※)を地区社協として位置づけ、市と連携しながら地区社協の組織整備に努めます。また、地区社協を活用した三世代の交流を促し、地域住民の支え合いの輪が広がる地域づくりを促します。</p> <p>指 標 : 地区社協設置数 現状値 (R3) 目標値 (R8) 3か所 ⇒ 6か所以上</p>

事業名	② 福祉団体への支援
事業概要	老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、ボランティア連絡協議会、心身障害児者父母の会、ひとり親福祉会及び遺族会への活動支援を行います。
目標の内容	各福祉団体の活性化を図るため、市や関係機関と連携しながら、自主運営のサポートや新規会員の加入促進を支援します。

※ 地域コミュニティ推進協議会

地域内の各種団体の連携や、地域住民の地域活動への自主的な参加を促進し、豊かで心ふれあう、快適で住みよい地域づくりを進めることを目的とする組織。市自治基本条例に基づき、コミュニティ組織の活動支援を行っている。

施策3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備

成果指標

(団体調査) 地域の課題「災害時、緊急時の協力体制ができていない」割合 現状値 (R3) 目標値 (R8)
21.4% ⇒ 10.0%

私たちが取り組むこと

- 子どもたちが安心して暮らせる環境づくりに協力します。
 - ・ 通学路の見守りや安全運転など、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを心がけます。
- 防災に関心をもち、地域でどのような備えが必要なのか考えます。
 - ・ ハザードマップ (58 ページ) や避難所の確認、日頃の備蓄など災害への備えを行います。
 - ・ 地域でいざというときに助けが必要な人を把握します。
 - ・ 地域の避難訓練などに参加し、災害時に助け合えるよう準備を行います。

住民懇談会の意見



- ・ 地域の困りごとを引き受ける便利屋のような活動に参加してみる。
- ・ あいさつや簡単な会話など、子どもへの声掛けをする。
- ・ 常に防災を心がける。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 高齢者への支援や児童の見守り、災害対策の体制づくり等を通して、安心して暮らしやすい環境を整備します。

事業名	重点 ① 生活支援体制整備事業（市受託事業）
事業概要	高齢者が地域の中で生き生きとした生活ができるよう、健康づくり及び介護予防に必要なサービスを地域で提供できる体制の基盤づくり並びにネットワークづくりを行い、市民が主体となり地域福祉活動が展開できるように、行政・関係機関との連携を図りながら、事業体制の整備に向けた取組を行います。
目標の内容	地域の社会資源を活用、開発できるように市や関係機関との連絡調整を行いながら、円滑な事業実施を図ります。 指 標：各種広報紙等への制度の周知に関する内容の掲載回数 現状値（R3） 目標値（R8） 年4回 ⇒ 年6回以上

事業名	② 災害ボランティアセンター設置・運営のための支援体制づくり
事業概要	災害発生時に行政、関係機関及び地域ボランティアと連携し、被災地のニーズの把握やボランティアの受け入れ、調整などを行う災害ボランティアセンターの設置・運営を行うことで、迅速かつ十分な災害時支援に取り組める支援体制を整えます。
目標の内容	災害時対応や災害ボランティアセンター設置・運営が適切に実践できるよう、継続的な訓練の実施と、「災害時対応マニュアル」の定期的な見直しを行います。

事業名	③ 登下校時等における子どもたちの見守り活動
事業概要	児童の交通安全や犯罪防止活動の一環として、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみの通学路等の見守り活動を推進します。
目標の内容	ボランティア団体や活動者の増加に努め、地域ぐるみの見守り活動の推進を図ります。 指 標：延べ活動人数（5か年累計） 現状値（H29～R3） 目標値（R4～R8） 35,063人 ⇒ 37,000人

事業名	④ 安全帽子の購入費助成事業
事業概要	市立小学校の新一年生を対象に、児童の交通安全、事故防止を目的として、学校指定の安全帽子購入費の助成を行います。
目標の内容	将来を担う子どもたちの交通安全対策と健全育成を推進します。

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策1 福祉サービスの提供と充実

成果指標

子どもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちだと思う割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
57.7% ⇒ 70.0%

私たちが取り組むこと

- **どのような福祉サービスがあるか興味をもちます。**
 - ・ 必要な福祉サービスの利用につながるよう、地域にどのような福祉サービスがあるのかを知り、困っている人の相談にのり、関係者や関係機関を紹介します。
- **年齢や障がいの有無に関わらず活躍できる地域づくりを進めます。**
 - ・ 子どもや高齢者、障がい者と一緒に活動する機会に参加します。
 - ・ 地域のつながりの中に色々な人が参加しやすいよう、理解を深めます。
- **健康づくりに興味をもち、講座等に参加します。**
 - ・ 定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を確認しておきます。
 - ・ 健康づくりに関心をもち、講演会や健康講座、体を動かすイベントなどに参加します。

住民懇談会の意見



- ・ 自分の祖母、祖父の基礎疾患や心身の健康状態を把握しておき、いざというときの対応を話し合っておく。
- ・ デマンド交通の予約のお手伝いをする。
- ・ 自分でもデマンド交通を利用してみて、感想や思ったことを発信する。
- ・ 外出できない人の話し相手になる。
- ・ 車いすの利用の仕方や、高齢者や障がい者への配慮について勉強会に参加する。自分で体験すると、気付くことが多くある。
- ・ 健康づくりの第一歩として、地域のラジオ体操やサロンに参加してみる。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域住民が適切な福祉サービスの利用、活動へ参加ができるようサービスの提供体制づくりを推進します。

事業名	① 居宅介護支援事業（ケアプランセンター）
事業概要	介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。ケアプラン ^(※1) を作成し必要な介護サービスを提供できるよう調整します。
目標の内容	一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供できるよう、地域や関係機関と連携します。

事業名	② 通所介護事業（デイサービスセンターのぞみ）
事業概要	介護保険制度に基づき、要介護者・総合事業対象者に心身の状態に応じた日常生活上の介助・支援を行います。
目標の内容	利用者同士が交流しながら入浴・適度な体操・レクリエーションにより、身体機能の維持ができるように支援し、家族の介護負担の軽減を図ります。

事業名	③ 就労継続支援 B 型事業なのはな・すみれ
事業概要	心身の障がいにより一般就労することが困難な在宅の障がい者に通所による生活・作業訓練を行い、創作活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流や地域生活支援の促進を図ります。
目標の内容	利用者一人ひとりが意欲と達成感を感じられるよう支援を行うとともに、利用者の拡充に努めます。

事業名	④ 下野市社協特定相談支援事業所
事業概要	利用者及びその家族に面接を行い、おかれている状況、利用者が希望する生活及び解決すべき課題などを把握し、サービス利用支援（サービス等利用計画案の作成）、継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。
目標の内容	利用者のニーズに沿った計画を作成し、充実した生活を送れるよう努めます。

事業名	⑤ ふれあいサロンゆうゆう事業（市受託事業）
事業概要	高齢者が介護を必要とする状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活が送れるよう支援します。
目標の内容	サロン活動を通して参加者が交流を深める機会を提供し、健康づくりや仲間づくりを支援します。

事業名	⑥ 手押し車の購入費助成事業
事業概要	高齢者の方で足腰の衰え等により歩行に不安がある方を対象として、歩行の補助具として使用する手押し車の購入費の一部を助成します。
目標の内容	手押し車を使用することで歩行の安定、転倒予防や外出のきっかけづくり、介護予防を図ります。

事業名	⑦ 福祉用具等の貸出し事業
事業概要	福祉用具やイベント用具を自治会・育成会等に貸出します。
目標の内容	市民の自治会・育成会等へのイベント参加の促進、福祉への理解・関心を深め事業の普及、推進を図ります。

事業名	⑧ 幅広い介護予防事業の推進（市受託事業）
事業概要	各地域包括支援センターと連携し、介護予防の一環として、高齢者等を対象にフレイル ^(※2) 予防の普及啓発、運動・栄養・口腔・認知症サポーター養成講座等の介護予防講座を地域に出向き開催します。
目標の内容	<p>介護予防に関わる人材・地域活動組織の育成、支援等を実施し、介護予防の重要性の普及啓発を行い、地域ぐるみで介護予防の推進を目指します。</p> <div style="border: 1px solid gray; background-color: #f0f0f0; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>指 標 : 介護予防講座受講者数（5か年累計）</p> <p>現状値（H29～R3） 目標値（R4～R8）</p> <p>2,574人 ⇒ 3,000人</p> </div>



ふれあいサロンゆうゆう事業の様子

※1 ケアプラン

要介護・要支援に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

※2 フレイル

「虚弱」を意味する言葉で、加齢にともない心身の機能が低下した、「健康」と「介護」の間にある状態のこと。

施策2 支援を必要とする人へのサービスの充実

成果指標

保健福祉施策（サービス）が充実していると思う割合

現状値（R3） 目標値（R8）
29.4% ⇒ 40.0%

私たちが取り組むこと

- **生活困窮者の自立支援に地域で協力します。**
 - ・ 困っている人に声をかけて、民生委員・児童委員など身近な支援機関へとつなぎます。
 - ・ どのような支援制度があり、支援を必要とする人をどのような支援につなぐことができるか、関心をもって情報を入手します。
 - ・ フードドライブ^(※3) や、困っている人を支える活動など、できることから参加します。
- **成年後見制度や権利擁護の取組について、理解を深めます。**
 - ・ 成年後見制度や権利擁護の取組について調べます。
 - ・ 自分や家族の判断能力が不十分になったときの対応について、身近な人と話し合います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- **誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、きめ細かい支援体制の充実を図ります。**

事業名	重点 ① 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業） （愛称：くらし応援センターささえーる）
事業概要	複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けたオーダーメイドの支援を行います。様々な関係機関と協働し、相談者支援を通じた地域づくりを行います。
目標の内容	生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。 指 標 ： 各種広報紙等への制度の周知に関する内容の掲載回数 現状値（R3） 目標値（R8） 未掲載 ⇒ 年2回以上

※3 フードドライブ

家庭などで食べきれずに、余った食料品等を集め、支援を必要とする世帯や団体などに配布する取組。

事業名	② 家計改善支援事業（市受託事業）
事業概要	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメント [※] を行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画や家計に関する個別のプランを作成することで、利用者の家計管理の意欲を引き出します。 家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどを行います。
目標の内容	家計相談により、生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	③ 就労準備支援事業（市受託事業）【新規】
事業概要	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
目標の内容	就労準備支援により、生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	④ 住居確保給付金に関する相談・受付業務（市受託事業）
事業概要	離職により住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する事業の相談・受付業務を行います。
目標の内容	住居確保給付金により、生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	⑤ 生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会受託事業）
事業概要	低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付を行います。
目標の内容	生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	⑥ 小口資金貸付事業
事業概要	緊急に生計の維持が困難になった市内の世帯に対し、小口資金（上限3万円）を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行います。
目標の内容	生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

※ アセスメント

悩みがある方に寄り添って、相談者の抱える課題を評価・分析し、解決の方向を見定めていくこと。

事業名	⑦ 緊急食料等給付事業
事業概要	市内に居住する生活困窮者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、食料等の生活に必要な現物を給付し、生命の安全と生活の再建を支援します。
目標の内容	自立相談支援事業と連携し、生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	⑧ 成年後見制度法人後見支援事業（市受託事業）
事業概要	成年後見制度に関する啓発活動や相談に応じ、地域で安心した生活が継続できるよう、本人の意思を尊重した権利擁護支援の促進及び地域連携の構築を図ります。
目標の内容	成年後見制度について市民に広く周知し、安心した生活を継続できるよう支援します。

事業名	⑨ 法人後見事業
事業概要	認知症高齢者や障がい者等で判断能力が不十分な方の権利を守り、地域で安心して生活できるようにするため、法人として社会福祉協議会が成年後見人等を受任します。
目標の内容	対象者の権利を守るため財産管理や身上保護を行うことで、安心した生活を継続できるよう支援します。

事業名	⑩ 日常生活自立支援事業（あすてらす）
事業概要	高齢・障がい等により判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用において不利益が生じないように、情報提供や手続きのサポートをすることにより地域での安心した生活を支援します。また、福祉サービスの利用に伴う日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを行います。
目標の内容	関係機関と連携し事業の普及や利用の促進を図ります。

施策3 相談支援体制の充実

成果指標

(団体調査) 地域課題「地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない」の割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
23.2% ⇒ 10.0%

私たちが取り組むこと

- 適切な相談支援を受けられる地域づくりを進めます。
 - ・ 地域にある相談窓口や機関を把握し、必要になったときは利用します。
 - ・ 日頃から地域のつながりを大切にし、支援を必要とする方が身近にいたときには声をかけて相談窓口へとつなぎます。

住民懇談会の意見



- ・ 自分や家族、地域の人が困っていることを、市の職員や近所の人などに話してみる。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。

事業名	重点 ① 地域包括支援センター事業（市受託事業）
事業概要	地域で暮らす高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・介護・医療・予防・生活支援などを総合的に支えるため、関係機関との連絡調整を行います。
目標の内容	地域での活動を通して広報啓発に努めるとともに、様々な関係者と密接な連携を図っていきます。 指 標 : 各種広報紙等への地域包括支援センター事業の周知に関する内容の掲載回数 現状値 (R3) 目標値 (R8) 年5回 ⇒ 年6回以上
事業名	② 各種相談事業の実施
事業概要	日常生活のあらゆる悩み事の相談に応じるため、心配ごと相談所事業や、無料法律相談（市受託事業）を実施し、適切な助言・援助を行うことで市民の福祉の増進を図ります。
目標の内容	さらなる事業の普及や利用の促進を図るとともに、相談者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画



1 策定の趣旨と背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の、身上保護（介護・福祉サービスの利用や施設入所、入院に伴う契約締結等）や財産管理（不動産や預貯金等の管理や相続手続き等）といった法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人を選任し、権利や財産を守るための制度です。

本市においては、平成 21 年に下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱を整備し、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

今後一層の高齢化に伴う認知症の方の増加や、精神障がい者の増加、また障がい者等の介助者の高齢化に伴う親なき後の問題等への対応の必要性が見込まれる中で、成年後見制度に関する取組が重要になることを踏まえ、本計画は市民・関係団体・行政等の連携により権利擁護支援に取り組み、判断能力が十分ではない人を含むすべての市民が安心して暮らせる地域を目指して策定するものです。

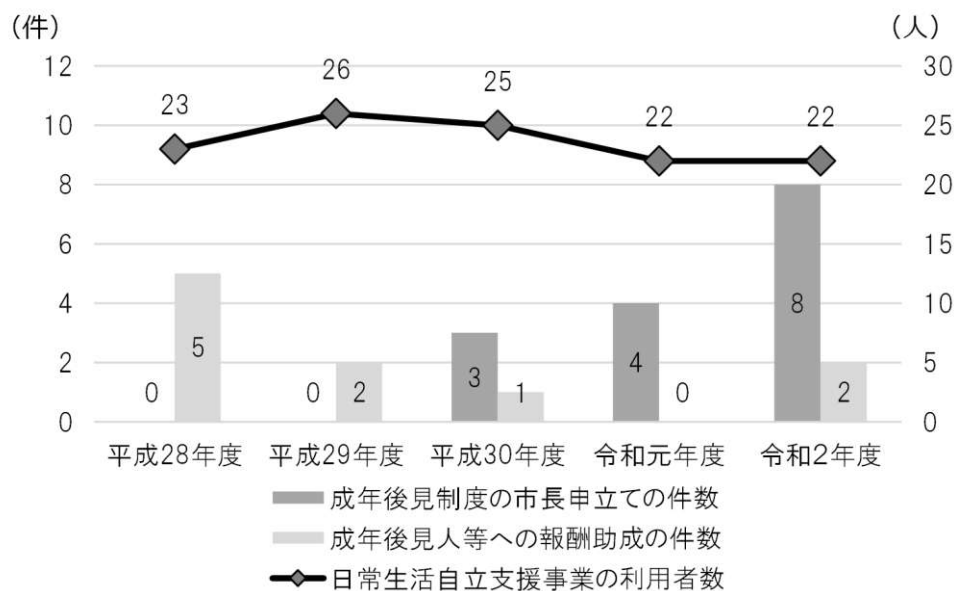
2 成年後見制度を取り巻く現状

（1）権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移

成年後見制度の市長申立て^(※)の件数についてみると、平成 30 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年度で 8 件となっています。

また、判断能力が十分でない方を対象に、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行う「日常生活自立支援事業（あすてらす：87 ページ参照）」の利用者数については横ばい傾向にあり、令和 2 年度で 22 人となっています。

◆権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移



資料：高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

※ 成年後見制度の市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族がともに申立てを行うことが難しい場合などで、特に必要があるときは市町村長が申立てを行うことができる。

(2) アンケート調査等からみる市民意識の現状

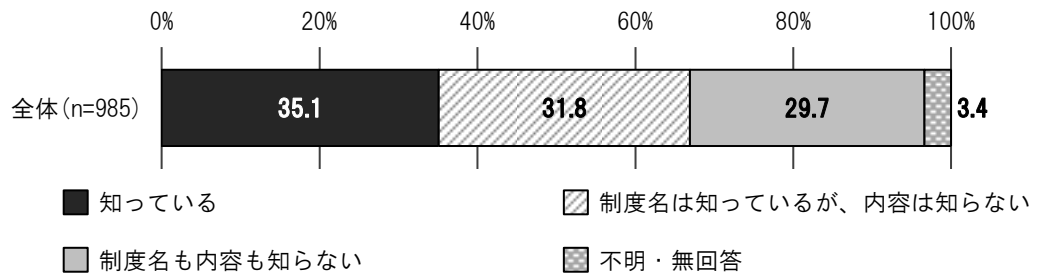
調査の概要

本調査は、市内在住の18歳以上の市民2,000人の方を対象に実施しました。
 詳細は15ページに掲載しています。

調査結果の概要

【成年後見制度の認知度】

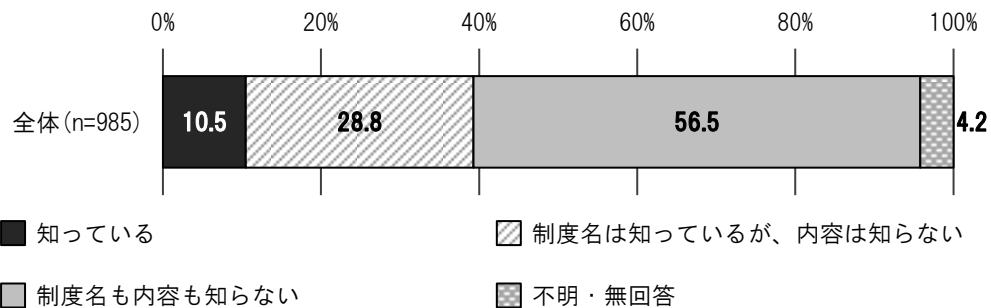
成年後見制度の認知度についてみると、全体では「知っている」が35.1%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が31.8%、「制度名も内容も知らない」が29.7%となっています。



※ 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。(以降同様)

【日常生活自立支援事業(あすてらす)の認知度】

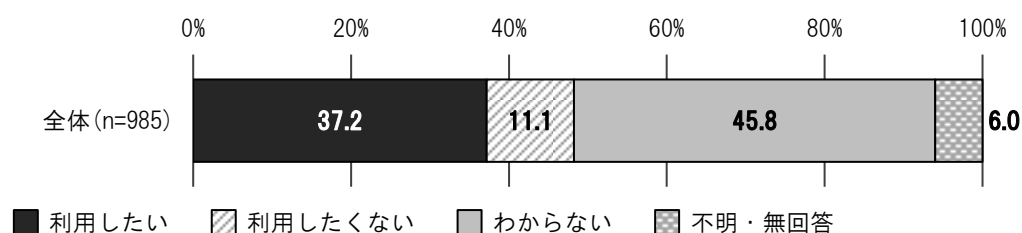
日常生活自立支援事業(あすてらす)の認知度についてみると、全体では「制度名も内容も知らない」が56.5%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が28.8%、「知っている」が10.5%となっています。



【成年後見制度の利用意向】

将来的な成年後見制度の利用意向についてみると、全体では「わからない」が45.8%と最も高くなっています。

「利用したい」が37.2%と、「利用したくない」の11.1%を上回っています。



【誰に後見人になってほしいか】

後見人になって支援してほしい人についてみると、「配偶者や子どもなどの親族」が85.2%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が32.0%、「社会福祉協議会などの団体」が12.8%となっています。

年代別にみると、いずれの年代も「配偶者や子どもなどの親族」が8割を超えて最も高くなっています。また、〈30歳代〉で「弁護士や司法書士などの専門職」が45.5%と、他の年代に比べて高くなっています。

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。 ※全体で1%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=366)
	10・20歳代 (n=74)	30歳代 (n=66)	40歳代 (n=64)	50歳代 (n=53)	60歳代 (n=62)	70歳代以上 (n=43)	
配偶者や子どもなどの親族	89.2%	87.9%	81.3%	86.8%	83.9%	81.4%	85.2%
弁護士や司法書士などの専門職	27.0%	45.5%	28.1%	35.8%	30.6%	23.3%	32.0%
社会福祉協議会などの団体	16.2%	12.1%	12.5%	9.4%	14.5%	11.6%	12.8%
市民後見人	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	3.2%	0.0%	1.1%
わからない	5.4%	3.0%	6.3%	3.8%	3.2%	4.7%	4.6%

【制度を「利用したくない」「わからない」と答えた理由】

成年後見制度を「利用したくない」「利用したいかわからない」と答えた理由についてみると、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が47.3%と最も高く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が33.6%となっています。

年代別にみると、〈30歳代×40歳代×50歳代〉で「制度の内容や利用方法がよくわからない」が5割前後と高くなっています。

成年後見制度を「利用したくない」あるいは「わからない」と答えた理由は何ですか。 ※全体で5%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=560)
	10・20歳代 (n=111)	30歳代 (n=81)	40歳代 (n=84)	50歳代 (n=86)	60歳代 (n=88)	70歳代以上 (n=100)	
制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい	34.2%	40.7%	41.7%	41.9%	58.0%	66.0%	47.3%
制度の内容や利用方法がよくわからない	39.6%	45.7%	53.6%	46.5%	31.8%	31.0%	40.9%
他人に財産管理を任せることに抵抗がある	33.3%	44.4%	26.2%	40.7%	26.1%	31.0%	33.6%
制度を利用する際の手続きが複雑そうである	18.0%	21.0%	25.0%	26.7%	17.0%	24.0%	21.8%
利用するための費用（経済的負担）がかかる	9.9%	19.8%	14.3%	25.6%	17.0%	19.0%	17.1%
特に理由はない	18.0%	14.8%	7.1%	8.1%	3.4%	3.0%	9.3%

● 団体ヒアリングや住民懇談会においても、成年後見制度利用促進が今後の重要な取組の一つとして挙げられる

団体ヒアリングにおいては、アンケート調査票での調査において、下野市の保健福祉施策を充実していくために重要と考える取組の中で「成年後見制度などの権利擁護にかかる取組を推進する」の割合は12.5%となっています。一方で、対象を障がい福祉に関する団体に限ると40.0%となっています。

また、住民懇談会では、地域交流の中で成年後見制度に関する周知に取り組んでいるという報告や、成年後見制度利用促進に関する啓発活動を充実させるべきだという意見が挙げられました。

（3）現状からみえる課題

- 成年後見制度について、制度名の認知度は6割台となっている一方で、内容まで知っている割合は3割台となっています。また、成年後見制度を利用しない・わからないとした理由について「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%と2番目に高くなっています。これらを踏まえて、今後より一層の成年後見制度利用促進に向けて事業内容の啓発が求められています。
- 団体ヒアリングでは、障がい者福祉分野で活動する団体においては成年後見制度利用促進が重要であるという回答の割合が高かった一方、全体では高くなかったことから、障がい者のみならず高齢者やその介護者に対する情報提供を充実する必要があると考えられます。

3 基本目標

(1) 適切な成年後見制度利用につながる地域づくり

成年後見制度に関する周知・啓発や、見守り活動等の推進を通して、権利擁護支援の必要な人を発見・支援できる地域づくりを推進します。

(2) 制度利用によって権利を守る体制づくり

成年後見制度等の利用によって、本人の権利を守ることができるよう、早期段階での相談・対応に向けた体制構築や、本人の意思を尊重した支援を推進します。

(3) 関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり

関係機関が連携して相談や支援の必要な人の発見から適切な制度の利用へとつなげるネットワークの構築に向けて、中核機関の整備等に取り組みます。

◆体系図

成年後見制度利用促進基本計画				
基本目標		具体的取組		ページ
1	適切な成年後見制度利用につながる地域づくり	①	権利擁護支援の必要な人の発見・支援	94
2	制度利用によって権利を守る体制づくり	②	早期対応に向けた相談・対応体制の構築と質の向上	95
3	関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり	③	地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進	95

4 取組の内容

成果指標

成年後見制度の認知度
(内容も知っている割合)

現状値 (R3) 目標値 (R8)
35.1% ⇒ 45.0%

成年後見制度を利用したい割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
37.2% ⇒ 45.0%

具体的取組

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 多様な主体の連携により、地域での見守りをはじめとした活動を実施することで、権利擁護支援の必要な人を発見し、相談窓口等につなげられる地域づくりを推進します。
- 市民が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度に関する啓発活動を推進します。

主な事業と取組指標

成年後見制度なんでも相談会 (高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 地域包括支援センターや障がい児者相談支援センター、社会福祉協議会に配置されている社会福祉士等が、成年後見制度に関する相談を引き受けます。

指 標 : 成年後見制度なんでも相談会の相談件数

現状値 (R3) 目標値 (R8)
年9件 ⇒ 年14件

② 早期対応に向けた相談・対応体制の構築と質の向上

- 権利擁護支援の必要な人を、適切な支援機関による早期の対応・支援につなぐ仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度利用に関する相談窓口において、意思決定支援も重視し、本人らしい生活を守るための制度利用がなされるよう支援します。

主な事業と取組指標

各種相談窓口による申立て支援 (高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 判断能力の低下した身寄りのない方等への市長による申立ての手続きや、低所得者等を対象とした成年後見人等への報酬助成を行います。
- ・ 申立ての手続きに不安がある親族等に対して、申立てに向けた支援を行います。

指 標 : 市長による成年後見等の審判の申立て件数 (5か年累計)
 現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8)
 15 件 ⇒ 18 件

③ 地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進

- 地域の社会資源をネットワーク化し、相談や支援の必要な人の発見から適切な制度の利用へとつなげる仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に向けて、関係機関をコーディネートする役割を担う中核機関としての機能を市社会福祉協議会内に整備し、広報機能・相談機能の充実や、利用促進、日常生活自立支援事業(あすてらす)等の権利擁護事業と成年後見制度の連携を通じたスムーズな利用移行等を図ります。
- 法人後見の利用体制強化や市民後見人の育成など、親族等による支援を受けられない方が成年後見制度を利用できる体制の充実を図ります。

主な事業と取組指標

関係機関の連携・協力に向けた協議会の設置及び開催 (社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 成年後見制度の利用が必要な方が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けて協議会を設置します。
- ・ 増加が見込まれる成年後見制度利用に備え、法人後見の利用体制強化に努めます。

指 標 : 地域連携ネットワーク構築に向けた協議会の開催回数
 現状値 (R3) 目標値 (R8)
 未設置 ⇒ 年2回

〇〇 成年後見制度を利用する流れ 〇〇

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つがあります。
 なお、任意後見と法定後見の開始までの流れは次の通りです。



（出典：栃木県地域福祉支援計画）

第7章 計画の推進と進捗管理



1 計画の推進体制

本計画では、地域共生社会の実現を目指し、市と社会福祉協議会が連携して取組を推進するとともに、その進捗状況を市民や福祉関係団体、学識経験者等により構成される「地域福祉計画推進委員会」において評価することで、着実な地域福祉の推進を目指します。

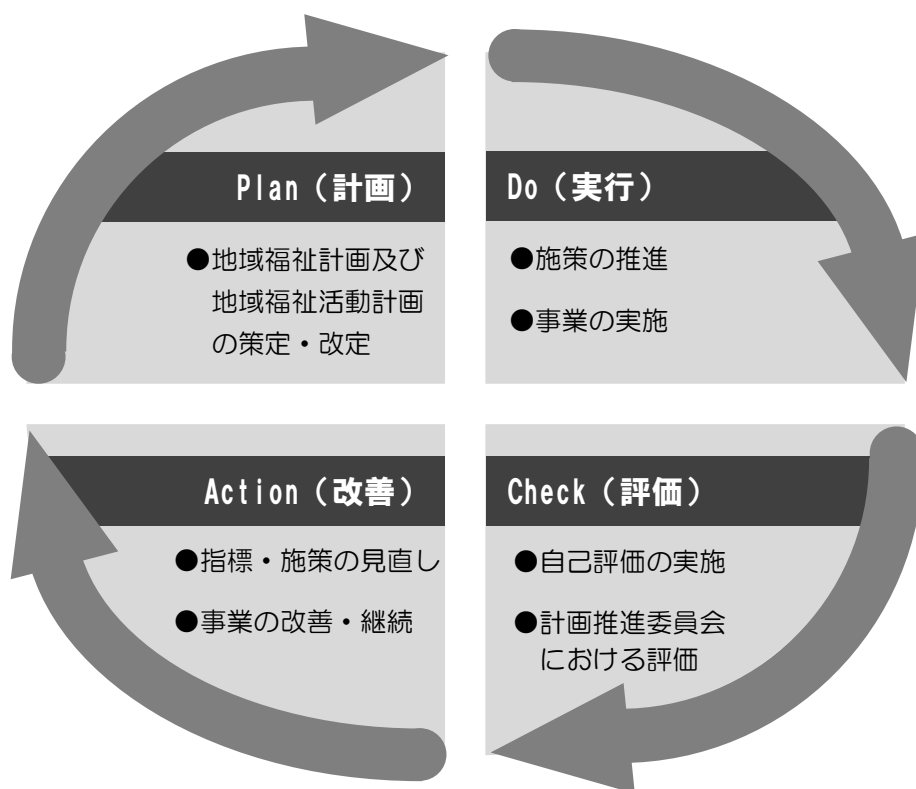
地域福祉の効果的な推進にあたっては、市民や事業者、地域で活動する福祉関係団体等の理解や協力が不可欠です。市と社会福祉協議会は、こうした組織や団体と協力しながら、あらゆる機会を通じて本計画の内容を広く周知し、地域福祉の推進に向けて協力して支援に取り組めます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより定期的に計画の進捗状況を把握・点検していきます。そのために毎年度、市と社会福祉協議会が取組指標をもとにした進捗状況の確認を行うとともに、地域福祉計画推進委員会において進捗の評価や見直しの必要性の判断を行います。

なお、計画期間をとおしての最終評価は、令和8年度における成果指標の達成状況や、各施策の主要取組の進捗状況等から、総合的に判断するものとします。

PDCA サイクル



〇〇 地域の相談窓口 〇〇

(市外局番0285)

高齢者に関すること

- 市 ③ 高齢福祉課：☎ (32) 8904
- ① 地域包括支援センターいしばし：☎ (51) 0633
- ④ 地域包括支援センターこくぶんじ：☎ (43) 1229
- ⑤ 地域包括支援センターみなみかわち：☎ (48) 1177

障がい者に関すること

- 市 ③ 社会福祉課 障がい福祉グループ：☎ (32) 8900
- 市 ③ 障がい児者相談支援センター：☎ (37) 9970

子どもに関すること

- 市 ③ こども福祉課：☎ (32) 8903
- 市 ③ 学校教育課：☎ (32) 8918
- ② 学校教育サポートセンター：☎ (52) 1140

子育てに関すること
からだやこころの健康に関すること

- 市 ③ 健康増進課：☎ (32) 8905

ひとり親家庭に関すること
婦人相談 (DV 含む) に関すること

- 市 ③ こども福祉課：☎ (32) 8903
- ① 地域包括支援センターいしばし：下古山1174
- ② 学校教育サポートセンター：花の木2-2-25
- 市 ③ 市役所内にある相談窓口：笹原26
- ④ 社会福祉協議会内にある相談窓口：小金井789
地域包括支援センターこくぶんじ
- ⑤ 地域包括支援センターみなみかわち：仁良川1651-1

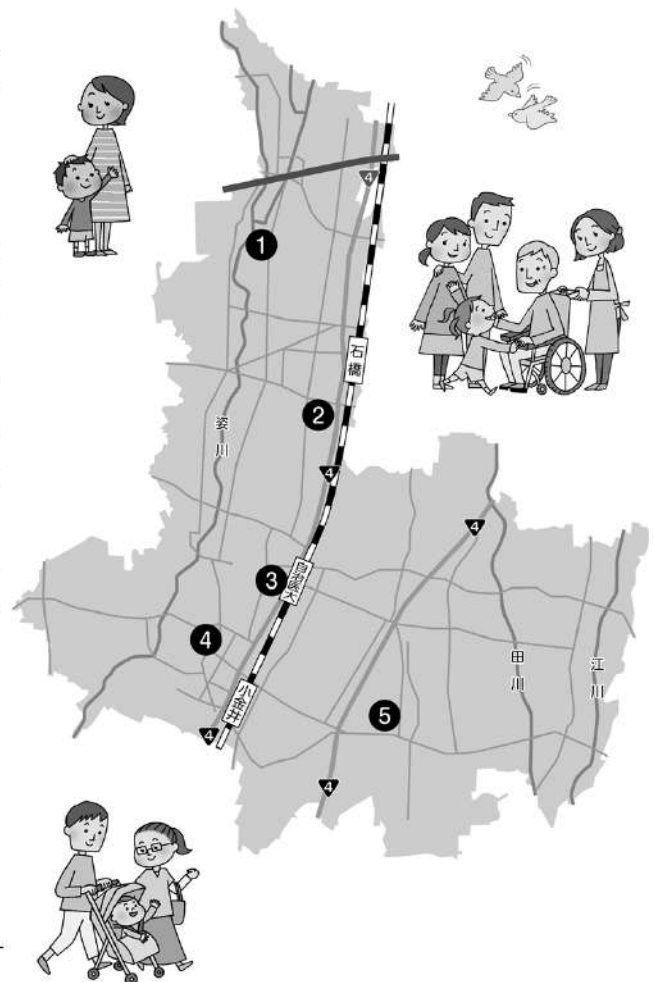


生活に困っているとき

- 市 ③ 社会福祉課 生活保護グループ：☎ (32) 8901
- ④ 社会福祉協議会：☎ (43) 1236

地域福祉に関すること
ボランティア活動に関すること

- ④ 社会福祉協議会：☎ (43) 1236



資料編



1 国の動向の整理

●地域福祉の推進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	▶ 制度・分野ごとの『縦割りの』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、福祉サービスをより包括的・総合的に提供していくための仕組みづくりについて取りまとめられる
平成 28年	ニッポン一億総活躍プラン	▶ 「子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされる
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	▶ ニッポン一億総活躍プランにおいて示された「地域共生社会」の実現に向けた取組が推進される
平成 29年	社会福祉法一部改正	▶ 市町村地域福祉計画は、①「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、②「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、③「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、④「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、⑤「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画として策定するよう努めることとされる ^(※)
	地域福祉計画策定ガイドライン	▶ 社会福祉法一部改正に基づき、計画策定にあたって踏まえるべき事項を具体化したガイドラインが示される ▶ 成年後見制度利用促進や再犯防止といった分野の取組などの視点に留意した計画を策定することが求められる
平成 30年	通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」	▶ 地域共生社会の実現に向け、多様な主体による連携の推進が図られる
令和 元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	▶ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされる
令和 2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正	▶ 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すことが明記される ▶ 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、「重層的支援体制整備事業」が示される

※ 社会福祉法第 107 条に位置付けられている、①～⑤の市町村地域福祉計画に盛り込む事項のうち、①・⑤が平成 29 年一部改正で追加されたものです。また、⑤については平成 29 年一部改正では、「⑤ 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項」（包括的な支援体制の整備に関する事項）というものでしたが、令和 2 年の一部改正で表中の文言へと変更されています。

●成年後見制度利用促進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めたもの ▶ ノーマライゼーション^(※1)、自己決定権の尊重、身上の保護の重視の3つの理念が示される
平成 29年	成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備、 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の3つの地域連携ネットワークの役割が示される
平成 31年	市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き	▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等が求められる

●再犯防止の推進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 28年	再犯の防止等の推進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再犯の防止等の推進に向けた基本理念や、国・地方公共団体の責務などを定めたもの ▶ 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有することが明記される
平成 29年	再犯防止推進計画が閣議決定	▶ 令和3年までに2年以内再入率 ^(※2) を16%以下にする政府目標が示される
令和 元年	地方再犯防止推進計画策定の手引き	▶ 地域社会で孤立させないことを目指し、地方公共団体が再犯防止推進計画を策定するにあたっての視点が示される
令和 3年	地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定)	

※1 ノーマライゼーション

年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、すべての人が普通の生活を送ることができる社会が本来の姿であるとする考え。

※2 2年以内再入率

ある年に出所した受刑者のうち、出所した年と、その翌年の年末までに再入所した者の割合。

2 関連法令

(1) 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 下野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表（第7条関係）

総合政策課、市民協働推進課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、学校教育課、生涯学習文化課
--

4 下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 下野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う住民主体の地域活動の指針となる地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を本会の会長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、下野市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画策定委員会を充て、本会の会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 下野市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、下野市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関する事項
- (2) 社会福祉法人下野市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (3) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (4) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 期間中の計画の策定に係る下野市地域福祉計画策定委員会委員の委嘱を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

6 第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区分	団体名等	氏名	役職
学識経験を有する者	国際医療福祉大学医療福祉学部教授	林 和美	委員長
関係機関又は団体の推薦を受けた者	自治会長連絡協議会	川俣 一由	副委員長
	人権擁護委員会	小室 正男	
	民生委員児童委員協議会	軽部 益子	
	老人クラブ連合会	山田 博	
	いいこみ	粥見 美夏	
	地域自立支援協議会	鱒淵 泰子	
	LC 訪問看護リハビリステーション	吉田 優	
	ボランティア連絡協議会	海老原 新子	
	保護司会	布袋田 実	
	特定非営利活動法人プラネット	梶井 真弓	
	教育委員会	石嶋 和夫	
	子ども会育成会連絡協議会	國元 佐江子	
	一般社団法人 Bridge (ブリッジ)	山口 理貴	
公募による者	公募委員	小倉 清	
	公募委員	大古 理恵子	
	公募委員	齋藤 昌枝	

7 計画策定の経緯

年 月 日	事項	内容
令和3年 5月17日	第1回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 策定の考え方及び概要について 第2期計画の評価について アンケート調査の項目について
5月21日	第1回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定の考え方及び概要について 今後のスケジュールについて
7月8日	第2回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の実施について 第2期計画の進捗状況について
7月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 15 ページ参照
7月～8月	団体ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 25 ページ参照
8月	住民懇談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 31 ページ参照
9月28日	第2回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の結果報告について 計画の骨子案について
10月15日	第3回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の結果報告について 計画の骨子案について
11月19日	第4回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念について 計画の素案について パブリックコメントの実施について
12月6日 ～12月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし
令和4年 1月26日	第3回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画案について
2月3日	第5回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画案について

表紙・裏表紙のイラストは、市内の小中学生を対象に、「誰もがお互いを尊重し合い、安心して暮らせる福祉のまち」をテーマとして応募いただいた作品です。

最優秀作品（2点）を表紙に、入賞作品（8点）を裏表紙に掲載しています。

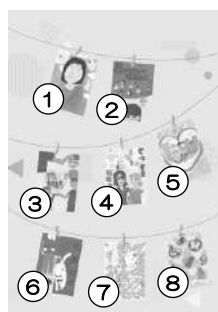
■表紙・裏表紙の作者名のご紹介



【表紙】

- ① 国分寺小学校4年 加藤雪乃さん作
- ② 南河内第二中学校3年 白根朋佳さん作

【裏表紙】



- ① 国分寺特別支援学校中学部3年 松本海翔さん作
- ② 緑小学校6年 鈴木絢心さん作
- ③ 国分寺中学校1年 川島一心さん作
- ④ 古山小学校6年 神山美璃亜さん作
- ⑤ 国分寺小学校5年 三村友那さん作
- ⑥ 南河内中学校2年 小林彩葉さん作
- ⑦ 国分寺特別支援学校小学部6年 宮倉千紗さん作
- ⑧ 南河内第二中学校1年 金沢千世さん作

第3期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和4年3月)

発行：下野市・下野市社会福祉協議会

【下野市役所 健康福祉部 社会福祉課】

〒329-0492 下野市笹原 26 番地

電話：0285-32-8899

FAX：0285-32-8601

【下野市社会福祉協議会 地域福祉課】

〒329-0414 下野市小金井 789 番地

電話：0285-43-1236

FAX：0285-44-5807

